

第百十二回 参議院土地問題等に関する特別委員会会議録第六号

昭和六十三年五月二十日(金曜日)
午前十時三十二分開会

委員の異動

五月二十日

補欠選任

杏樹 哲男君
近藤 忠孝君
秋山 肇君
吉井 英勝君
野末 陳平君

出席者は左のとおり。

委員長
理事

河本嘉久蔵君

委員

井上 孝君
石井 一二君
小野 清子君
久世 公亮君
香樹 哲男君
古賀雷四郎君
齋藤 文夫君
下稻葉耕吉君
田辺 哲夫君
永田 良雄君
野沢 太三君
二本 秀夫君
水谷 力君
糸久八重子君

國務大臣

政府委員

内閣総理大臣	稲村 稔夫君	外務省経済局長	長	内田 勝久君
農林水産大臣	佐藤 隆君	大蔵大臣官房審議官	兼内閣審議官	土居 信良君
運輸大臣	石原慎太郎君	大蔵大臣官房審議官	兼内閣審議官	瀧島 義光君
建設大臣	越智 伊平君	大蔵省理財局次長	藤田 弘志君	岩崎 文哉君
自治大臣	梶山 静六君	大蔵省国際金融局長	阿部 充夫君	阿部 充夫君
國務大臣	内海 英男君	文部省高等教育局長	松山 義廣君	松山 義廣君
総務庁長官官房審議官	増島 俊之君	農林水産大臣官房長	松田 義廣君	松田 義廣君
兼内閣審議官	大原 一三君	農林水産省構造改善局長	松田 義廣君	松田 義廣君
国土政務次官	清水 達雄君	林野庁長官官房審議官	安藤 勝良君	安藤 勝良君
国土庁長官官房長	大河原 満君	通商産業大臣官房審議官	棚橋 泰君	棚橋 泰君
国土庁長官官房水資源部長	長沢 哲夫君	運輸大臣官房審議官	金田 好生君	金田 好生君
国土庁計画・調整局長	片桐 久雄君	運輸大臣官房審議官	橋本 昌史君	橋本 昌史君
国土庁土地局長	北村廣太郎君	運輸大臣官房審議官	丹羽 晟君	丹羽 晟君
国土庁大都市圏整備局長	森 繁一君	運輸省運輸政策局長	塩田 澄夫君	塩田 澄夫君
国土庁地方振興局長	河上 和雄君	運輸省航空局長	林 淳司君	林 淳司君
法務省矯正局長	藤井 宏昭君	運輸省航空局長	中村 資朗君	中村 資朗君
外務大臣官房長	藤田 公郎君	建設大臣官房審議官	中嶋 計廣君	中嶋 計廣君
外務省アジア局長	有馬 龍夫君	建設大臣官房審議官	福本 英三君	福本 英三君
外務省北米局長	長谷川和年君	建設大臣官房審議官	青木 保之君	青木 保之君
外務省欧亜局長		建設省都市局長	木内 啓介君	木内 啓介君
		建設省道路局長	三谷 浩君	三谷 浩君

事務局側

建設省住宅局長	片山 正夫君
自治大臣官房総務審議官	小林 実君
自治省行政局長	木村 仁君
自治省税務局長	渡辺 功君
常任委員会専門員	荒木 正治君
法務大臣官房参事官	細川 清君

本日の会議に付した案件

○多極分散型国土形成促進法案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(河本嘉久蔵君) たいだいまから土地問題等に関する特別委員会を開会いたします。
まず、委員の異動について御報告いたします。
本日、秋山肇君が委員を辞任され、その補欠として野末陳平君が選任されました。

○委員長(河本嘉久蔵君) 多極分散型国土形成促進法案を議題とし、これより質疑を行います。
質疑のある方は順次御発言願います。志苦君。

○志苦君 国土庁長官は総理から三つの辞令をいただいたそうありますが、その一つが何であつたか忘れるほど熱心にこの法案の答弁に当たつておられるので、真摯な態度には敬意を表しますが、しかし、竹下内閣の看板政策だからこの法案を成立させてくれと、そう熱心に訴えるほど内容のある法案とも思えないというのが率直に言つて私、同僚議員のこの二日間の審議を通じての印象であります。一体竹下内閣の看板はあるのかどうなのか、あるいはまた上がつたままになつておる地価はどうなのか、そういうことから取り上

げたいんですが、幸い午後総理がおいでになるということですから土地問題などはその際にするとして、どうしても長官の答弁で気になることが二、三ありますので、そこからまず伺っておきます。

長官はしばしば、幸い地価は鎮静化している、下がったと言わねが鎮静化している、で、多極分散で今度は下げていきたいんだ、こういうお話なんです。この答弁は全くと言っていいほど地価対策にはなっていないということをお気づきになっているのかどうか。あなたは、さしたって地価の高騰に悩む居住水準の向上を求めている人々、いわばそれは救急患者なんでありまして、その救急患者に何も手当てをしないで日ごろの健康法をせよと説いておられるような話なんだ、これは。

ですからこの問題から入りますが、一極集中排除、多極分散はいつごろまでにあなたは実施なさる、いつごろをめどに置いて完成なさるおつもりですか。

○国務大臣(内海英男君) 私どもの土地というものに対する観念、特に国公有地という立場に立った土地に対しては、国民の限られた貴重な共有財産という位置づけのもとに、できるだけ住宅対策を、この地価の高騰はやはり需要と供給のアンバランスから生じた現象であり、それが急速な国際化、情報化、こういった中で世界の三極の一極を担う東京に集約的にその現象が顕著にあらわれた、こういうことでございますので、いろいろな土地緊急対策要綱というようなことの実施、あるいは銀行に対する指導、こういった手当て等も多少の効果を見て、先生御指摘のように鎮静化というような形が出てきたということに相なるかと思えます。

そこで、さらに私も、多極分散型の国土形成というこの法律の中身に入らしていただくわけでありまして、ぜひ国公有地等を有効に活用して土地の供給というものを促進させて地価の引き下げに役立てたい。国鉄の清算事業団というような

立場で多くの赤字を抱えてその処理に苦慮している国鉄清算事業団に対しても、現在のそういった地価対策あるいは土地の供給事情というようなものもあわせて国民の、しかも都民の住宅対策にこれを役立てたい、こういう趣旨でこの法案を御提出しお願いして、この法案の成立の晩には、調整機関という役割を持って国土庁といいたしましては、積極的に総理主導のもとにこの成果が上がるように、国会の先生方の御審議の中身を十分受けてその実施には早急に対応してまいりたいと、こういう決意でございます。

○志吉裕君 いや、私の聞いたことに答えてください。私のお願したのは、わあっと上がって、わあ大変だというんで政府の政策よろしきを得て上がるのはとまった。しかし、そこでとまっておちや困るんですよ。それじゃ悲鳴はおさまらない。下げてくれというストリートな地価対策、土地問題が求められている。いわば救急患者なんだ。

それに対してあなたは、今も答えになんたけれども、ぼつぼつ多極分散で下げていきたいと。多極分散というのは新全総でも今世紀末なんだ。一極集中排除で二十三区から外へ官公庁を追い出すだけでも五年、十年の話じゃないでしょう。ということになると、さっきお答えにならないが、多極分散はいつごろまでにどれだけの経費を投じてやるのかということも後ほどお答えいただきたいですが、それまでのんびり待てという土地対策では国民は承知をしない。

あなたは随分体も大きいし、西郷さんみたいな風貌をされておつて、のんびり屋かもしれないが、国民はのんびりじゃ困る。多極分散の成果はいつごろをめどに上げようと、こういう構想なんですか。

○国務大臣(内海英男君) この法律を成立させていただいた時点には強力な政府の施策の一環といたしましてできるだけ早い成果が上がるように全力を挙げて各省庁の御協力と御理解をいただいて推進する以外にこの法案の趣旨の成果を上げること

は難しいと率直に認めざるを得ませんけれども、これは非常な決意でこの法案の中身の実施というものについては、今何年度にどうなるであろうというようなことまでの見通しは私自身も先生の御指摘のように行われるわけにはまいりませんけれども、これはやはり各省庁が重大な決意を持ってこれにこえて御協力をいただくということが大前提だと思えます。

したがって、そういった趣旨徹底を図って急速な対応をいたさなければいけない、こういう決意で臨む覚悟でございます。

○志吉裕君 長官は立案に当たっていない。政府委員、簡単にいいですが、この法案の効果あるいは成果を、それは地価という意味じゃないですよ、多極分散による均衡ある国土の発展というものの、あるいはとりあえずは二十三区内から外側へ一省庁一機関、国の行政機関を移して何らかに寄与をしようというの、どれくらいの間でどれくらいの経費をかけて実現しようという構想のものです。簡潔に答えてください。

○政府委員(長沢哲夫君) 緊急対策としての地価対策につきましては、昨年来種々の対策を講じられてきておるわけでございますが、それとあわせて長期的、基本的に多極分散型国土形成を図ることに根本的な土地問題の解決に資する、こういう内容は四全総の重要課題を推進していく、こういう内容になっております。したがって、四全総と同様、二十一世紀初頭を目指して粘り強く推進していく、こういう内容になっております。

ともかく今生じている東京一極集中の流れを変えて、一歩でも二歩でも前進していく、こういう内容になっておりますので、御理解を賜りたいと思えます。

○志吉裕君 長官、二十一世紀、粘り強く、こう言う。二十一世紀、粘り強く、地価の高騰を待っておれない、これが国民の現実なんです。当面の緊急対策とあわせてとおっしゃるが、当面の緊急対策で地価が下がっているんじゃないんです。

です。長官自身がマスコミでもコメントしているように、上がるのが何とかとまったわい、ありがたいことだ。それで国民はちょっとも案になつていないんじゃないわけですね。さまたまな施策の支障が取り除かれていくわけじゃないんで、そのところがどうものんびりしているんじゃないかと。政府の施策が効を奏して上げどまりになっておると言うが、そういう言い方を胸を張って言うのであれば、政府が何もしないで上がつたんだというこの裏返しなんでしてね、これは。

総理がおいでになったところでいけば地価対策、土地問題はやりませんが、もう一つ私やっぱ、あなたは新任でですね、そうなんでしょう、まだ何となく直接その衝にある者というよりは少し外側にいた者という印象がぬぐい切れないんですが、高値安定では困る、あるいは土地投機は損をするものだというところにしたいものだ、土地でもうけようという考え方はやめてもらいたい、あるいは未利用地は公共の用に使えるようにしたいと。私、あなたが同僚委員にお答えになる主要なものをちょっとメモしてみた。これは、国民がそう言うてる、直接衝にない者がそうほやいておるといふんならわかるんですが、国土庁長官が一緒になってばやいておつちやだめなんですよ。

これに対して、だからこうする、ああするということ機械的に手を打つてもらわなきゃ、必要なら即座に立法作業にも入ってもらわなければ。こういう点について、何となく他人事、長屋の奥にひとり住まいなさっているおじさんと同じように、一緒になさってばやいておるといふ城を出ない。その人たちはあなたにそのことを希望しているんですよ。あなたに求めているんですよ、手を打ってくれと言って。そういう構えが何か少し欠けておられるんじゃないですか。いかがですか。

○国務大臣(内海英男君) 国民の皆さん方の大方の世論といたしますが、先ほど先生御指摘のような、私の答弁の中で表現をいたしましたことが私はよそから眺めて第三者的な論評をしておるといふような意識に感じ取られた向きもあるかと思

いますが、そういう現状を踏まえて積極的に宅地の供給ということを促進しなければならぬ。

その具体的な方策としては、さしあたり国有地の活用、こういうことに重点を置いて対応してまいりたい、それが当面の緊急な東京一極集中で過密化した東京対策といえますが、そういうものについての私の考え方をさせていただきます。

○志賀裕君 国有地の活用、供給論、それも結構でしょう。しかし、いまだに活用されたためしはありませんがね。首都圏の人々が悲鳴を上げてからもう一年、一年半という歳月がたとうとしていくわけで、まことに遺憾な話ですが、それもまた総理がおいでになったらやります。

もう一つ、今も国有地の活用といういわば供給論ですね。あなたももしばしばお答えになっていますが、土地の価格というのは需給のアンバラが主な原因だ、そういう認識を示しておるから、今の御答弁もいわば供給面からお話があったんですが、しかし、それだけで解決するんではないか。土地という、生産をすることもできないれば移動させることもできない、そういう商品で需給論だけで律することができるのか。これはやっぱり大問題じゃないんですかね。

土地の法制は、資本主義の国、我が国と同じような経済体制をとっている国においても、むしろ市場原理に任せておる国の方が少ないのであって、土地は公共のものという概念を確立している国や都市がむしろ多いんじゃないですか。それを根底に置いてさまざまな法制、利用方法を考えているそういう国が多いのであって、にもかかわらず、この目の前にある困った状況を前にしても依然として需給論一本で土地対策をお考えになりますか。いかがですか。

○政府委員(片桐久雄君) 土地問題に対処するために諸外国におきましても我が国と同様にいろいろな土地制度を構築していることがございまして、先般公表いたしました六十二年度の国土利用白書におきましても、諸外国の土地制度につきましている比較検討を行って、今後の我が国

の土地制度の検討に役立てたいということを行つたわけでございます。

我が国におきましても、憲法上私有財産権を保障しながらやはり公共の福祉の観点から種々の規制を行っているという実情でございます。私どもが実施しております国土利用計画法を初めとしたしまして種々の規制を行っているわけでございまして、現行以上の規制を行うかどうかという点につきましては、国民の財産権にいろいろ深くかかる問題でもありますので、現在行革審の方でも検討していただいておりますけれども、そういういろいろな検討なり国民のコンセンサスを得ながら今後そういう問題に検討を深めてまいりたいというふうに考えている次第でございます。

○志賀裕君 土地問題を議論する、必要な施策を講ずるのが目的で設置されたのがこの委員会です。なるほど東京の土地がほんぼんと上がっているのはそこら超過利潤が上げられるからなんですね。だから投機が行われる、将来上がるだろうって。また事実、上がったというふうなものも裏づけにしているんじゃないですか。ですから、その根拠を絶つにはそういう超過利潤を生むだろうという集中のメリットを壊してしまふ以外にないわけで、ですから集中排除、多極分散というふういう発想に立つことは正当性のある論理だと思いますよ。

しかしそれは非常に迂遠な話であって、迂遠な話とは別にもう一つの土地の対策、土地の法制、土地の概念を形成したるものもろの施策が要するというところをこの委員会は議論しているわけですよ。それが土地臨調等を経ながら間もなくまた本格的な議論に供されるものと思うのですが、それを担当なさる長官の御答弁は、二日間わたって土地問題に対するお答えができておるのは、土地価格は需給のアンバラがもとで、したがってあと三、四十年だか二十年もかけて供給をふやしてとまっておるのを下げたいんだという、これじゃ答えになっておらぬということをお私に指摘したんで、この点はなお後ほど総理も交えて当面何の手を打つか、

どのような法制を講ずるかということとはひとつ長官も一緒になって議論してもらいたい、このように思っています。

前段の質問は時間が限られておるので、法案に關して、せつかく各大臣がおいでになつていますから、中身に入ります。

この法案は四全総というものを下敷きにした実施基本法ということになるんですが、宣言部分と実施法部分の二つがありますけれども、どちらかというと実施法の部分というのは少なく、宣言法の部分が多い。したがってどうしても抽象的な意味合いを受ける、こうなるんです。

さて、第一条の効果を期待するためにその宣言部分を本当に実行に移していきますと、宣言部分の後ろに置いた実施法というものが陸続と出てこなければこの法案は役に立たないことになりましてね。これは当然のことです。どんな地域計画が出てくるかわからぬからお答えにくいんですが、各省どのような実施法というふうなものが必要になつてくると思われるか、自分の所管に關して思いつくものがあつたらお答えいただけますか。

○政府委員(長沢哲夫君) 私からまとめてちょっと制度の中身を御説明させていただきますと思ひますが、おっしゃるように本法は三つの具体的措置規定、すなわち政府機関移転と業務核都市整備と地方における振興拠点地域の整備、三つの具体的措置規定と並びまして広範な分野にわたる努力義務規定を置いてございます。この努力義務規定の部分は、いわば各種の個別法に対して基本法的な役割を果たして、施策の基本的な方向づけを行つていふものでございます。

したがって、国の関係行政機関あるいは地方公共団体におきましてそれぞれその内容に即して、まず既存の各種施策、各種法制的な確な運用を図つていただくということが大事であります。さらに必要な諸法制、諸施策の拡充あるいは新たな法制化を図ることが進められていくことによりまして、本法の趣旨が実現していくものと

いうふうに考えております。

さしあたって本法案を受けて今後新たに制定することが予想される実施法としては、現時点では宅地開発と鉄道新線建設との一体的な推進を図るための法律が検討されておりますが、このほかにも関係省庁において今後継続的に積極的な個別法の検討作業が進められることを期待いたしてございます。

なお、本法案の内容に關連して今国会で成立が図られた主な法律としては、いわゆる頭脳立地法、それから大都市地域における優良宅地開発の促進に關する緊急措置法、これらが挙げられるところでございます。

○志賀裕君 主務大臣が何人かおいでですが、皆さんのところで、この法案が通過をして、四全総絡みで当面法制等をもつてこれの実施に当たつていこうというふうに想定されるものがございますか。

○國務大臣(越智伊平君) 建設省といたしましては、今回九本の法律を提案して成立をさしていただきましたが、この法案はすべて四全総絡み、特に、今国土庁からお話がございましたが、大都市地域における優良宅地開発促進緊急措置法、これなどは全くそのとおりであります。四全総絡みといひますと、道路整備緊急措置法あるいは奥地等産業開発道路整備臨時措置法の改正ですね。それから地上げ屋と言われるようなことで宅地建物の取引に大變な問題がございましたので、宅建法の改正をいたしました。これを強化する。あるいは再開発法あるいは土地区画整理法、こういうものを改正いたしました。これも宅地住宅の供給ができるだけ早くしかもスムーズにいふように、またこれが今まで以上に進展するように、そういう意味で改正を図つたわけであります。

でございますから、四全総並びに今回のこの法案等々の絡みで先取りといひますか、先取りというよりも全般的な土地、住宅、これの供給を促進しようという関係の法案、建設省としてはもうすべて提案をし御審議をお願いして成立をしたように

な次第であります。

○志吉裕君 ほかにありますか、何かとりあえずのものが。

○国務大臣(佐藤隆雄) 私、今まで始まってわずかな時間でございますが、御質問を聞いております。いよいよよもって感ずることは、この法律を案効あらしめるというためには、従来あった種張りを超えることができないのかというような批判を仰ぐようなことがあつてはならない。農林水産省におきましては、特にそういうことで指弾を受けたいようにしなければならぬ、抽象的でありませんが、そう考えます。

具体的には、例えば先ほど本会議で上げていただきました農工法、農村工業導入法、こういうことも多極分散型の一つの例示としては当然のこととして私どもは、国会の御議論を既にいたしてきよう成立させていただいたわけでございますから、そういうことに万端漏れなきよう、実効あるように進めてまいりたい、こう思っております。

○志吉裕君 運輸省は何か当面予定されるものがありますか。

○国務大臣(石原慎太郎) この法律の眼目を促進するために、都市間を結ぶ高速交通網あるいは大都市周辺にさらに新しい宅地を開拓していくための新しい通勤線、あるいは在来線の複々線化とか、あるいは新しい地下鉄の造成、そういったものが考えられると思ひます。

○志吉裕君 今農水大臣から先回りしてお話がありました。これは総理を中心に皆さんも一緒に考えてもらうことになると思ひますが、行政の総合力をどうやって發揮するかということが大きいテーマになるでしょう。だけれども、今ちょっと御答弁、お話がありましたように、既に幾つかの施策をやっておられる。これは全部四全総絡みなんです。大体役所はそうなんです。一全総が来ると、おれがやっているのはそれなんだ、こう言う。二全総になると、おれがやっているのはそれなんだ、こう言う。三全総でもそう言うんです。いつでもそう言うんです。しかし、それを

統合的に別にどこぞが進めているわけでもない。

多極分散の法律をつくらうとしていますが、政府はいつでも多極分散なんだ。それを改めたい感じが強いので、総理が出たらじつじつやりやります。余り時間もなくなつてくるので私は焦点を一つ絞る前に、情報によりますと、本法の策定に当たって各省の綱張り調整に難航した、あるいはまた、衆議院での答弁なんかを聞いてみると、一省庁一機関の移転の方針にも抵抗が強くてなかなか決まされてもらえなかつたというように前長官がばやいておつたようですが、調整作業で難航したのはどこですか、どの点ですか、簡潔にひとつ答えてください。

○政府委員(長沢哲夫) 法案作成作業に当たりましては、各省庁との調整が難航したというよりは、大変広範な調整が必要であつたために時間がかつたというのが正確だと思ひますが、その理由を申し上げますけれども、本法の内容である多極分散型国土形成促進法を実現するために政府が一体となつて各般の施策を総合的に実施していく必要がございまして、その意味で、文字どおりあるゆる省庁がこの法案に関連を有するものになつていくわけでございます。

特に、重要な施策につきまして国等の責務を明らかにしてありますし、また関係省庁が協力し、一体となつて地方公共団体の構想実現を図る振興拠点地域の開発整備の制度を新しく設けたこと、また各般分野の行政との調整が必要になつたというのがその理由でございます。しかしながら、観点を考えれば、このように広範な調整を経て立案された本法案だからこそまた政府を挙げて積極的な取り組みを行つていく上でのプラスになるというふうに考えております。

○政府委員(北村廣太郎) ただいまの御質問の機関移転の関係について御説明申し上げます。ただいま私どもと各省との間で話し中ではございますが、その論点となつております点を一、二

点御説明いたしますと、各省の御主張の中には業務量の相当部分が東京都二十三区に存すること、及び合理化、効率化の観点からいいますと地方分散はそれに対して相反するというような御主張でございます。しかし、私どもの申し上げておりますのは、均衡ある国土を發展させ地方を振興する、という四全総の立場からいいますと、合理化、効率化のみを主張すればそれは当然東京一極集中につながる、それを、多少それに対して反することがある、それを推進することが今度の機関移転の中心であるということをお願いしております。大分意見も幅寄せをしておりますので七月まではまとめ上げたいと存じております。

○志吉裕君 これをまとめておる国土庁はそう言うんでしてね。ところがそう思わぬのも世の中にはあるわけでして、それでまとまらない、手回がかかるといふことなんですよ、時間の関係もあるから、私は本法の眼目に焦点を絞つてあと各大臣にもお伺ひしていきます。本法の眼目は中央集権型の国土形成から自治分権型への転換にあるとすれば前長官も述べておられるし、ここでもそのニュアンスのお話があります。

なるほど鎖国を解いて近代化を歩いた日本の歩みというのは中央集権の歴史であつたわけであつて、追いつき追い越せという時代に中央集権という手法は非常に効率が上がるわけですね。もう一切見向きもせぬで、わき目も振らずに走るわけですから、それはそれなりの成果を上げたと言つていいが、同時にそれがこれからの時代では邪魔になる、桎梏になつたという発想がこの法案には盛り込まれておる、この前長官も力説をするわけでありませう。

そう力説なさる方が、中央集権の権化とも言うべき旧内務官僚の出身者であつたというのは随分迫力のある話だけれど本当はね。だけれどその長官は変なことをしてはなくなつたけれどもね。しかし、そういう哲学を要するほどに施策展開の中身が変わらうとしているかどうか、いささか疑わしい。私は地方自治をライフワークにして

おる人間でありまして、その観点から特に一筋縄でこれを信用するわけにいかないという立場が強いです。

それはともかくとして、今まで国が要件を指定して条件に当てはまるものを拠点整備した手法を改めたことが本法の特徴であるというものが、本委員会における政府委員の説明になつております。事実そういうことが随所にうたい込まれておりますが、象徴的にうたわれておるのは、三十一條に、国の行政機関の長に属せられた権限を地方公共団体またはその長に委任すること等に努める。さて、「努める」という訓示ではちつとも何も実現しないわけですが、この努めるという規定を受けてどのような法改正が準備されますか。

○政府委員(長沢哲夫) 権限移譲につきましてはおつちやいますように三十一條の努力義務規定にとどめておるわけでございますが、これは個々具体的な国の諸権限につきまして各個別法による規制の趣旨、あるいは国と地方公共団体間の法律に基づく権限配分が定められておりますので、個々のにはさらに根本的な考え方等について研究、検討を深める必要がある、こういう考え方から、本法においては努力義務規定にとどめたものでございます。

御承知の地方制度調査会等で権限配分全体の問題を議論されておりました、これらの結果を踏まえて今後各省庁におきまして、国土庁ももちろん入りますが、継続的な努力がなされるものというふうに考えております。

○志吉裕君 局長、せっかくの答弁だけれども、まるっきりだめなんだ。これだけのものを時間をかけてつくには振興拠点地域を整備しよう、そうすれば、自治体のさまざまなプランにもよるだろうが、こういう点、こういう点、こういう点に許認可事項は山ほどある。そういうものを想定すれば、当然それについては、運用で緩和できるものは何か、法律改正によらなければならぬものは何か、まさに本法が地方分権に画期的な意味を持つというんだつたら、それぐらいの頭を先に

めづらして立法をしなやかと思ふんです。

それで、振興拠点地域の開発整備を例にとつて、どれぐらいのいわば許可事項があるかということ、時間の関係もあるので事前に国土庁から聞いておいた。どうも私はこれだけじゃないと思う。その後のものを入れると、農地の転用許可から始まりまして約十一項目、通産のガス事業の認可規制まで、あるいは国立公園の問題とか水道事業とか、そういうものまで含めると十一項目ですが、私は全部当たってはいないんですが、二十項目を下らないでしょう、振興拠点の整備をするだけで。運輸関係でも、早い話がバスの停留所まで一々お百度を踏まなきゃならぬぐらいの話になつてゐるわけですから。

さて、一々触れる時間がありませんが、各省庁の大臣がおいでですから、あなたの方のころばかりじゃないんですが、各省庁の大臣は自分について属する権限を積極的に移動する用意があるかどうか、これはこの法案の決め手になりますのでお答えいただけますか。

○国務大臣(越智平君) 建設省では、特に土地の問題、宅地の問題、住宅の問題等に関しましては、許可事項として、都市計画法による開発許可、それから建築基準法による確認、こういうことがありと思ひますが、既にもう地方に移譲をしております。

強いて考えられることは、確認事項を、県と大きい市によりまして、規模によつて主事を県が持つておるとして、市が持つておるところがございますが、これをさらに市の方へおろしていくというふうなことを今後指導してまいりたい、早く開発なり建築なりの確認ができるようにそういうことに努力をいたしてまいりたいと思つております。

○国務大臣(佐藤隆君) 農地法による農地の利用等について、あるいは森林法による森林の保全等について、法律改正によつてたゞいま直ちに権限を移譲しなければならぬというふうには考えてお

りません。

しかし、これからの地方振興、さらにいろいろな声を考えますと、その運用面での程度でできるか、積極的な対応をしていかなければならない、こう考えております。

○国務大臣(石原慎太郎君) 運輸行政の統一性、公益性ということからしますと国が許可権を持つべきだと思ひますが、しかし物によりましてはやはり地方の実情に照らして処理した方が好ましいものが幾つかございます。

こういうものは従来も地方の出先機関あるいは地方公共団体の長そのものに移管してまいりましたし、また、これから先いろいろ社会の変化で地方の主体性というのが強調され、それにのつて実情を一番知つてゐる地方公共団体が独自の判断すべきものについては積極的に分散というものを図りたいと思ひます。

○志古裕君 自治大臣、ちよつと答える前に済みません。自治大臣の立場は積極的に地方へ移譲してくれという立場でしようが、何かこの間小川委員に対して、選択的分権論などと大分学説を発表なさつていましたが、一口で言えば中央省庁への気兼ねだ、みんなよこせといつてもあの頑固者がよこすわけがないからほどほどにちよつとずつ分けてもらおうという発想ですよ、私に言わせるとね。遠慮なんかすることはいいですよ、これが竹下内閣の看板政策であつて、内閣の存亡をかけてやるというんだから。内閣の閣僚たるもの、四の五の言うわけがないんで、気兼ねなんかせずに、必要な権限を地方に移すというぐらいの気構えであつたは対応しなければだめですよ。どうですか。

○国務大臣(堀山静六君) 御説のとおり、自治省はいわば地方自治体制の主張に立つてございしますから、今委員御指摘のように、各省庁としてぜひともこの関係を御理解いただいて分権が進むように努力をしてまいりたいと思ひます。

ただ、私が前半申し上げたことは、特に拠点振興地域を指定いたしますと、せめてその地域だけ

でも何らかのことをしなやかにならないということになりますと、行政は往々にして画一性が強いわけでありまして、どの都道府県にも、どの市町村にも、例えば都市計画のあるいは農地法の、それを全部おろせといつてもなかなかそれは全国の広範な見方からいたしますと難しい点もありますので、気兼ねというよりはやりやすい方式を何とか見定めてみたいということ、選択的な分権ができないものかどうか、こういうものもあわせ考へておこうという気持ちでございます。

○志古裕君 今ちよつと触れたけれども、なるほど振興拠点だけに、ある地域にだけ権限が移譲されてはかゝるところには移譲されないというふうな問題等が生じては、これまた行政の不均衡とかそういう問題が出ることは確かなんですね。ですから私は、たまたま振興拠点を例にとつて、どの程度の許可事項があるだろうか、そこをやりやすくするためにどういう形で権限移譲をするかと。農水大臣のように、運用で言いますが、法律は国会で決めるわけであつて、それを簡単に運用でまたやられても行政の専横になつていくわけ、それはなかなか運用といつても面例などところもあるわけですね。

例えば、こういうことは考えられるんですか。この許可権限は、たまたま承認基本構想という発想に立っていますね。承認というの、分権だと言ひながら承認してやれというので、何か国土庁の役人も能がないと思ふんだ。分権とそれほと言ひながら、承認と言ひながら、何か別のうまい言葉がなかつたのかね。もう少し自主性が出るような基本構想という言葉があつたんじゃないかと思つておれも考えたが、出てこないの、提案はしません。

とにかく自治体がいゝんな計画を立てる、そんなことでいいだろう、それは大いに進めましょうや、さまざまな手伝ひもしますよというふうになつたのだから、それからさらにお百度を踏んで一々、ちよつとこの面積を何とかしてくれませんかとか、この田んぼを何とかしてくれませんかとか、この線路を何とか、許可どうかというふうなことでもなくつて、その構想が承認されたら許可は一括授權になるような、そういう手法は考えられないもので、国土庁長官どうですか。

○国務大臣(内海英男君) 全く御指摘のように、地元でも手続をとり、また中央へ持ち込んで承認を求めなきゃならぬ、こういう二重の手間を省く意味において地方にできるだけ自主的な権限を持たす、これがこの法案の趣旨だと私は思ひますので、一々東京なり県庁の所在地まで行かなくても済むような方法で地方に権限を任せる、これを運営面で十分生かしていきたい、こう思つております。

○志古裕君 時間も来ました。私も今どこかに整合性がないことを確信を持つて主張はできませんが、例えばそういう一括授權法のようなものができるとすれば、それはひとつ検討してみてくれぬかという提案をしておきます。

最後に、一極集中は実は地方財源にもあるわけですね、自治大臣、これはたまたま国土の話ですが、この間、地方財政がおかげさまで幾らか財政事情もよくなつてきて黒字が出た。調べてみたら東京が半分以上だ、あと残りの半分は三千三百が受け持つておるといふまさに地方税、地方財源の一極集中が進んでおるわけで、これも見逃せない状況なんです。

これを解消する方法として、地方財源全部がふえるんじゃないが、俗に言う親会社、子会社は別々に今は課税をします。そうすると、会社の都合によつてはいわば収益の移転を親会社、子会社が勝手のいいことをやるわけでありまして、特に子会社でも支店でも今まで、例えば埼玉県とかそういうところにあつたものまで全部東京都下に入つてくるという状況もあるわけです。こういうことを考えますと、関連企業間の、わかりやすく言うと、親会社、子会社、これの所得を全部集めて合算課税をする。合算課税をして今の本店、支店と同じような、私、従業員数が多いと思うが、地方の自治体にいいとなれば敷地面積の方があ

はいいかもしねえ、あるいは投資額でもないと思ひますが、どちらかという地方の方の方に有利と思はれる外形を用いて地方公共団体の配分、分配基準を定める、こういうやり方をとれば地方税、地方財源の一極集中はある程度均衡ある国土の発展になる、そういう手法について自治大臣、どうですか。

○国務大臣(橋山静六君) 委員御指摘のように、現在地方税の偏在はある一極集中と言われる、特に法人事業税を中心としてその動向が顯著でございまして、研究会を設けてこの分割基準、同一企業内の事業所とか工場に対する分割基準をどう見直すか、今その作業を進めております。

しかし、今委員御指摘の合算課税、これはなかなか国税の状態を見ましても難しい点がございまして、国内法の整備をしなければなりません。しかし一つは日米間で行われている、多分先生はそれを念頭に置いて思ひますが、移動価格税制がございまして、自動車業界等においては、国税当局間で話し合いをすれば、アメリカと日本のいわばどちらに利益があつたかという、そういうこともされております。

それから、日本でも進んだ企業は既に連結決算を社内でのいわば経営の基盤とするためにやっております。親会社が幾ら品物をつくって売っていても、販売会社がそれをストックしては現実に会社の経営状態は明らかにならない。むしろ不健全要素を持つていくわけですから、そういうものの連結決算制度を何とかまず会社間でおのずからその経営の安定のためにやらせるべきだということ、冒頭申し上げましたこの事業の分割基準、こういうものを見直したことの事業の、今はどうしても親会社に、子会社に利益をためて親会社が赤字になるという例がたまにはあるのかもしれないが、大体親会社に吸収をするのが通例でございまして、それから本社と事業所、工場間においてもそうでございまして、そういうものを考えますと、

本社所在地の多い東京において税収が高まることは当然でございまして、この分割を何とか方法を考えてみたいということを目下研究をいたしております。

○志吉裕君 終わります。

○委員長(河本嘉久蔵君) 志吉君の質疑は終了いたしました。

次に、馬場君の質疑に入ります。馬場君。

○馬場富君 最初に、私十八日の本委員会では、常任委員会としております原野商法について質問をいたしました。自治大臣の御答弁がなかった。そこで再質問させていただきます。

実は、この問題につきましては、先般も私お話し申し上げましたが、建設大臣や国土庁長官からはまだされた者も悪いといううな話も出ましたが、それはとんでもない話でありまして、この件につきましては、この前質問した件等については、もう新聞等でも御存じのように、警察の方が熱心に動いていただいて問題提起されております。これは企画庁の国民生活センターの方でも調査されましたが、全国的に相当大きな数に上つておる。私の耳に入ってきただけでも相当の数があります。

だから、これは一つは大きな社会問題だという点があることとあわせて、私はずっと調査の段階で一例を、北海道の長万部町のことに私は触れましたが、人口九千五百人の町で原野商法でだまされて買った、その数が、北海道以外の人土地の所有者が一万八千二百三十件あるわけですから、あんな小さな町です。この面積は九百一・五ヘクタールありまして、それで結局その町の面積の中の六割を占めておるわけですよ。

それで、そのために大変なのは、町が大変なんです。いわゆる百坪か二百坪ぐらいに割って売ってしまったから、固定資産税の対象にもならない。林野の方は荒れはうたい、十年もほったらかしてある。買った方も大変なことを抱えておる。市町村も大変だと。私は長万部だけでなくて北海道の何カ所かも調査しました。ほとんど同じよ

うにある、しかも日本全国にあるわけです。これは私は自治省においても関係省庁においても政治問題だと思ひます。だから、この点について自治省の見解を私ははっきりとお答え願ひたい。

○国務大臣(橋山静六君) まず、前回の御質問の際、政府委員の答弁が御質問の趣旨に即しておらず、また私が答弁をいたさなかつた失礼をお許しただけだと思ひます。

いわゆる原野商法につきましては、開発計画、有効活用を予定がない原野を細分化し、地域外の多数の者に分譲するものであることから、一般的に固定資産税上の問題のほか国土保全、環境保全などの問題が発生する等、市町村行政の面にも種々問題が発生していることが考えられるわけでありまして、したがって、特に北海道や栃木などいわゆる原野商法が行われているとされている地域の地方公共団体から事情を聞くなどしてこの問題について調査をし、また勉強をいたし、関係省庁とも連絡をとりながら適切に対処してまいりたいというふうに考えております。

○馬場富君 林野庁におきましても、白老町なんかはもう関係者に実は通達も出して、その荒れほうだいの林野に対してどうしようかというのを聞いておるわけですが、林野庁はこれに対してどういう見解をお持ちでございましてか。

○政府委員(松田堯君) 原野取引のようなことが横行しておりますことは、国土保全あるいは林業振興の観点からも大変大きな問題である、このように考えておるところでございまして、全国的な調査につきまして関係省庁と協議しながら検討してまいりたい、このように考えております。

○馬場富君 国土庁も、先般長官は先ほどのような話でございましたが、山林は国土に入りますよ、長官。いいですか。だからそういう立場からいけば、これは国土庁だつて関係があるじゃないですか。そういう森林の健全育成の立場からいって、国土保全の上において東京だけが国土じゃないですよ。北海道の山林だつて、九州の山林だつて国土ですよ。はっきり御答弁願ひたい。

○国務大臣(内海英男君) 先生御指摘のとおり、山林ももちろん国土でございまして。

ただ、山林が投機的な売買の対象に使われるというところは、例えば山林のままで相続をいたしますと山の木を全部切り落としても相続税が払えない、これを農地に變えてしまふと相続税もちゃんと軽減される、こういうような非常な矛盾もあつて、そういうところに目をつけた不当な宅地業者の人たちが土地投機をおこなうような宣言をするというように、それに引かれてひっかかるというような例も非常に多いような感じもいたします。

原因は、山林のままで相続をいたしますと大変な税金がかかってくる、これを農地に転用するといふ形に格好だけでもしておくと大分違ふと、そういう非常な矛盾。我々自身も政府側にあつて矛盾を感じておりますが、そういうところを巧みに利用しておるような感じもいたすわけでございまして、そういう面につきましても、今後関係地方公共機関とも連絡をとりまして、そういうことの起きないように努力をしてまいりたい、こう思つております。

○馬場富君 それで建設大臣も先般の答弁では非常に不満でございまして、こういう宅建業法の許可を受けずにやる業者というのは不法なんです。おわかりですか。それから宅建業法の許可を持っておつてこういうことをやるものもお客は悪い。画面からいって問題があるわけですよ。かつて私は、この席で土地を無許可で買った最上恒産を指摘したことがありますが、あれだつて事件になったんじゃないですか。それと同じように、この問題だつて、いわゆる無許可で宅建を扱つておるような人は不法でありますし、許可を受けておる者にしてみたらつてなお問題じゃありませんか。建設大臣、はっきりした答弁をしてください。

○国務大臣(越智伊平君) 私が先般答弁をいたしました、その趣旨は、宅地であつて農地であつて、あるいは林野であつて、土地を投機する

対象にするということはいかかなものであろうかと、こういう思想から出ておるわけでありませう。それをもう一つ考えますと、土地はだれのものかと、こういう議論も行われております。

そこで、私が申し上げましたように、宅建業者の許可を取っておる者については、十分指導もし、今後不正があれば適当に処分をしていきますと。また、宅建の許可を取っていない者についてはなかなか取り締まりが難しいのでありますけれども、これは警察等とよく連絡をとってひとつそういうことが行われないようにしてまいりたいと、こういう話であります。

それからもう一点は、先ほど申し上げましたように、実際に山林経営なり、あるいはその他はつきりした資産として自分が用途に供するものはいけれども、土地高騰につながる、いわゆる地上げ屋と言われるような行為を行う者のそういう言葉になるべくだまされないようにしていただきたい、一般の方も、要は土地も見ないし現状も知らないのに先に金を出すというようなことは慎んでいただきたい、こういう趣旨を申し上げたような次第であります。でございますから、もちろん宅建業者あるいはそういう商行為を行う者もこれはそれなりの処分をいたしますが、投資をなさる方も投機の対象に、そういう言葉にだまされないようにひとつ注意をしていただく、こういう趣旨を申し述べた次第でありますし、そのことには変わりございません。

○馬場富君　ここで本法の、大都市圏の秩序ある整備という中で一点、中部国際空港についてお尋ねいたします。

経済審議会等でも、特に関西圏、中部圏については、東京の持つ国際金融、国際情報通信、文化創造、発信等の機能の一部を分担し、東京圏の一極集中を正するための重要な二極であるということが言われておりますし、私は最も実現可能な効果的な一つのこの法案の運用方法であると、こう考えますが、国土庁長官はこの点についてはいかにお考えですか。

○国務大臣(内海英男君)　名古屋圏のことについてでございます。

名古屋圏の整備につきましては、この多極分散型の中で最も重要な地点と私どもは位置づけておるわけでありませう。したがって、国際間の旅客の利用というものは年々ふえておるわけでございまして、二十一世紀を展望してまいりますと、国際交流のさらなる一層の進展が予想されるわけでございませう。そういう意味におきまして、中部圏は、国といたしましてその中枢機能あるいは国際交流の拠点といったような機能を持つ非常に重要な地点であるというふうな位置づけをいたしております。将来とも人的交流、産業経済の中核的な役目を担う地域である、こういった位置づけにおいて整備を進めていかなきやいかぬと、こういう決意でございます。

○馬場富君　今説明のあったように、国際化の中で、また東京一極正をするために、関西圏とあわせて中部圏の果たす役割は私には大きいと思っております。だから、そういう点にも、国際化を迎えただ中ではやはり国際空港が、東京空港あわせて関西空港に比しまして、こういう点に一つは分散という形で、国際空港の必要性というのが位置づけられるのじやないかという点で、長官はどのような位置づけをお考えでしょうか。

○国務大臣(内海英男君)　私も先般名古屋に参りまして、名古屋の市長さんを初め知事さん、その他経済団体の方々とも御懇談をしてまいりました。

その際、将来航空の産業の中核的な役割を担う中部圏、こういった位置づけのもとに整備構想というものを進めていかなきやならない地域だと位置づけておる、こういうことで国際交流の大きな中核を担う国際都市名古屋、中部圏、こういった位置で今後の発展を図っていかたいというふうな大変強い御要望があったことを承っておりますし、ごもっともなことだと思つて、私どもはそういった認識でこれに取り組んで御協力を申し上げます。たいてい、こう思つておるわけでございます。

○馬場富君　運輸省航空局の方から、国際化の進展に伴いまして、名古屋を中心とする中部圏の国際旅行者の数が急増しておるわけでありませう。現在の名古屋空港ではターミナルビル等が狭隘で大変困つておるというのが実情ですが、その対応についての御説明をひとついただきたいと思ひます。

○政府委員(林淳司君)　現在の名古屋空港のターミナル施設につきましては、これまでに国際線それから国内線のエプロン、あるいはターミナルビルあるいは貨物ビル、あるいは道路、駐車場といったような整備を現在まで進めてきたところでございませう。

国際線ターミナルビルにつきましては、六十二年三月に一応の拡張整備を終えておりますけれども、最近の国際線旅客需要は非常に急増しておりますので、これに対処するためにさらに一層の拡張が必要でございませう。その具体化に向けて現在国際線ターミナルビルの拡張について検討を進めておる段階でございませう。

○馬場富君　今説明のように、現在の名古屋空港もかなり国際線が飽和状況でございませうし、地元三県一市官民挙げて中部国際空港の実現にやはり、期成同盟も結成されておりますし、調査会みずからも活動をしております。

そういう努力もありますので、みんなの一本の願いというのは何とか六次空整に間に合いたいというのが念願です。そういう切なる願いというのをぜひひとつお考えの上、運輸大臣にこの点についての御見解をお尋ねいたします。

○国務大臣(石原慎太郎君)　名古屋空港は今東南アジア方面を主に九路線週百四便、これは日本でも成田、伊丹、福岡に次いで第四位の頻度でございませう。国際空港としての機能を果たしているわけですが、御指摘のように大変ターミナルは御不自由なまじつておると思ひますけれども、これを拡充すれば当面これからは増すであろう需要にこたえられるのではないと思ひます。

ただ、先ほど国土庁長官も申されましたけれど

も、これからの多極分散型の中で、今東京と大阪を中心とした首都圏と近畿圏が二眼レフの構造を果たしているわけですが、これを分散するということがなれば、やはり従来非常に産業の集積の高名古屋地域というものが有力候補になつてくるわけでございます。そういった将来というものを見越しますと、さらに国際航空の需要というものが見込まれまして、これに対応できる新規の空港というものは十分考えるべきだと思つております。

○馬場富君　実現のために地元においても能動的にやはり、空港構想部会とか、あるいは空港立地部会、あるいは航空技術部会等の三部門により熱心に研さんが続けられております。特に技術部会においては未来型航空機開発等、受け入れ等についての研究も随分進んでおるわけでありませう。参考までにレーガン大統領が提唱されたオリエントエクスプレス等についての研究開発について航空局長より御説明願ひたいと思ひます。

○政府委員(林淳司君)　超音速旅客機といたしましては現在コンコルド、これが存在するわけでございませうが、公害とかあるいは経済性といった観点点がございまして、十六機生産されたということ、それにとどまつておるというのが現状でございませう。

一方、最近の航空技術の進歩というものを反映いたしまして、既存の超音速機の問題点を克服して、より時間短縮効果の大きい次世代の超音速機というものを開発しようという動きが最近ございまして、アメリカにおきましては、先生御指摘のように、一昨年レーガン大統領がその年頭教書でオリエントエクスプレスというふうな構想を発表されたわけですが、現在そういう構想を受けまして航空宇宙局、NASAでございませうが、そこで超音速機の研究開発に着手をしておるというふうな聞いております。

これらの構想が具体化するためには、使用するエンジンでありますとか機体の材料等につきましては技術的な諸問題がございませうし、さらにソニッ

クラブの問題、環境問題、経済性の問題等いろいろな問題がございます。そういうことから開発には相当年月を要するとは考えておりますけれども、いずれにしてもアメリカではNASAを中心として、レーガン大統領の構想を受けて、具体的な研究開発に着手をしたということを聞いております。

○馬場富君 以上のように、航空技術におきましてもそういうように研究がなされておりますし、また国際空港にふさわしい構想あるいは立地の立場から、地元だけの研究ではなくて、東京、関西または各国の国際空港の調査等に経験もある、またそういう点についての研究も大変重ねてみえます。六次空整のスケジュールからいっても必要の時期にきておるんじゃないかというように地元の人たちは声を強くして実を求めておるわけでありまして、この点についての理解度を航空局長よりお願いいたします。

○政府委員(林津司君) 中部国際空港につきましては、今後の中部圏の発展と密接な関連を有するということでございますので、まず地元におきまして十分調査をしていただいて、それに基づいて幅広い地元での議論あるいは検討というものが必要であろう、それがまず先行するであろうと考えております。

そういう観点から六十年十二月に地元の地方公共団体等によりまして中部空港調査会というものが設立されました、これが中心になりました。現在総合的な調査研究を進めておられるというふうに聞いております。

調査に当たりましては、先生御指摘のように、航空需要の問題とかあるいは空域の問題、そういった極めて専門的あるいは技術的な検討項目がかなり多くございますので、運輸省といたしましては、これらの事項につきまして従来からいろいろな助言あるいは指導を申し上げておりますし、今後ともそういう御要望に応じて必要なアドバイスあるいは協力、こういうものを十分行っていく

というふうに考えております。

○馬場富君 運輸大臣におかれましてはこの点についてぜひ、地元の強い要望にこたえまして、運輸省よりのやはり積極的な指導、実現に努力されることを私は切望するわけでございますが、この点についての御見解はどうでしょうか。

○国務大臣(石原慎太郎君) 新規の名古屋国際空港ができることとなりますと、これは決して中部地域だけでなしに日本全体の有力な玄関口になるわけでございまして、そういう観点からも運輸省は国全体のことを考えながら、また地元の方々の御意向も十分に考慮して、中部地方だけじゃなしに日本全体がその新空港によって非常に大きな便宜をこうむることができるようなそういう配慮をしながら御相談に乗っていきたいと思っております。

○馬場富君 次に、ことしの長者番付の圧倒的な上位は土地関係が多かったわけでありまして、億以上の資産家が六十万戸も生まれてきたという現状です。大都市圏の土地を持つている人、持たざる人との資産の格差というのは、国土利用白書でも指摘しておりますが、ひどい状況にありますが、この点について国土庁長官はどのように理解されますか。

○国務大臣(内海英男君) 税の問題から見れば御指摘でございますが、御指摘のとおり、東京におきましては、異常な地価の高騰というものを受けてまして固定資産税地価表示価格というものも見直しが行われて、それに基づいて税金がかかったというふうな結果から、土地に対する税金といたようなことで、長者番付の中には御指摘のとおりパーセントで土地による税金を納めた方が長者になっておる。これは白書に御報告申し上げたとおりだと私は思っております。

○馬場富君 ここで特に、企業が事業目的でなく財テクのために土地を取得した場合の借入金金利について、損金算入というものはこれは認めてはいかぬ、やはり課税の対象にすべきだと考えますが、大蔵省はどうでしょうか。

○政府委員(龍島義光君) お答えいたします。企業が借入金をしたしましてそれによって土地を取得するといふ場合におきましては、それが個人企業であれ法人企業であれ借入金の利子は損金に算入できるということになっております。一方、土地について値上がりが生じまして、その値上がり益といふものが売却という形で実現されるまで課税されない、こういうことになっております。したがって、この間隙を利用していいまいしょうか、利して企業による土地取得というものが思惑的に行われることがよく行われております。このような問題に対処すべく、今先生から御指摘がありましたように、借入金の利子損金算入といふものがある程度制限するということを考えてはどうかと実は私も検討しているところでございます。ただ、これを一般的に行いますと、

思惑ではなくてまじめな意図で借金をして土地をお買いになっている、そういう企業にも打撃が及ぶということになりますので、そうしたまじめな企業に及ぼす打撃が余り大きくならないような、しかも思惑的土地取得を抑えられるような仕組みはないものかということにつきまして今検討をしております。

○馬場富君 もう一つの問題は、個人や中小の同族会社の場合は土地に対して相続税やそれに相当する税金がかかるわけでありまして、世代間で土地を保有することは事実上だんだん困難になってくるというものが一般の個人や中小同族会社の関係ではあります。これに対して、株式を上場する大企業の場合は相続に相当するものがないので土地を永久に保有するということもでき得る、こういう税の矛盾が一つ起っておりますが、この点は貴省どのように考えておりますか。

○政府委員(龍島義光君) 今委員が御指摘になりましたような御意見を時々私も耳にいたします。個人が土地を持しますと、その土地が相続されたときに相続税の対象になります。個人が企業を起しまして、その土地を直接保有するといふこ

とではなくて同族法人の株式を持つという形で間接的に土地を保有するといふ場合には、個人の相続財産の中には土地という形ではなくて同族会社の株式という形であらわれてまいります。土地の値上がりがありますとそれが株式の価格に反映するといふことでそれは相続税負担にはね返ってくるわけでありまして、この同族会社が発展をいたしまして、所有と経営が少しずつ分離していく、同族会社の株式を少しずつその人が持つていくということになりますと、経営にタッチしておりませんよその方は、その株式につきましてその株式を持つている人が亡くなった場合に遺族について相続税がかかってくるわけでありまして、

このような過程がだんだん拡大していきまして、所有と経営が完全に分離する、今委員が御指摘になりました大企業のような場合はそうでございますが、その場合には、まさに株式を相続された方につきまして相続税がかかる。会社の持つております土地が非常に優良なもので価値が高いといふことであれば、それは株式の評価にそれがおのずからあらわれてまいりますので、そのような形で相続税の対象になるということでもあります。したがって、企業の場合、特に大企業の場合にはその土地の含み益が一切相続税という形での負担の対象にならないといふのはいかかと思っております。

○馬場富君 現行の税制が法人の土地保有あるいは土地転がしに有利な条件というものは実は長官、多いわけですね。そういう点で、これではやっぱり、東京圏の土地は法人だけが買って保有してしまふという結果になりつつあるわけですね。個人は買えなくなつて保有もできなくなつていくことになる、東京の土地はこのままの情勢では将来、数十年後は東京都内には、土地は個人所有がなくなるというふうな結果すら出てくるんじゃないか、何かの対策を立てなければ、私は、こういう点で異常事態が発生しておると見ております。先般もずっと東京都内の都心部や各方面の調査

をしておりまうと、かつて庶民の皆さん方が行つて貸し家やあるいは土地を探する場合に、駅前や町の真ん中に、玄関先に札を張つてやつておつたような、そういう不動産業者の数多くの人に会いました。ほとんどが言つておりました。この土地の値上がりというのは我々にとつても致命的だ、もう商売をする人たちがいない、ほとんどが大きいものによつて左右されてしまつておる現状だ、本当に今の土地政策というのはなつていませんねというものが、そういう中小不動産屋の切なる声でした。

こころあたりの点について長官はどのように理解されておりますか。

○国務大臣(内海英男君) 私に現にそういう話をたびたび耳にいたしております。

逆に、政府部内の方になるかと思ひますけれども、税金で結局国が取り上げてしまふというように、税金で、相続したらもうなくなつてしまふ、結局国が土地転がしの手伝いをしていふようなものじゃないかという極端な議論をする人もあります。固定資産税その他の地価表示価格が上がることによつて相続税も上がつてくる、こうなると結局はもう国に取られてしまふというやうな形、あるいは地上げ屋に買われてしまふ、こういう話も聞いておりますから、抜本的に東京の地価対策といふものについてはもつとも鋭い権限を持つてある程度強力な制度運営が必要であるとしみじみ感じておるものでございまして、その点は委員御指摘のとおりだと認識いたしております。

○委員長(河本嘉久蔵君) 馬場君の質疑は終了いたしました。

次に、近藤君の質疑に入ります。近藤君。

○近藤忠孝君 前回も申しましたが、この法案は多極分散型国土をつくるというんですが、東京都心部や臨海部の大規模開発はどんどん進める、これは防ぎ得ない。分散策の方も、政府機関の東京二十三区からの移転、それから業務核都市の整備。それから地方振興は、これは一昨日も指摘いたしました東北インテリジェント・コスモス構想

など、内容はまだ漠として果たして実行されるかどうか定かでない、こういう地域振興拠点整備構想だけであります。

これでは具体的実効性に欠ける。分散どころか東京一極集中の強化拡大以外の何物でもないと思はうわけであります。

そこで、もうきようはわずかな時間でありまして、東京改造の最大の目玉である臨海部副都心開発について質問をしたいと思ひます。

まず、臨海部副都心開発の背後には、鉄鋼、建設など大手大企業でつくつてゐるJAPICの非常な活発な動きがあるのが重要であります。それが委託調査や東京湾シンポジウムなどをやつてゐるわけであります。昨年、二月二十四日でありましたが、経団連が「東京臨海部開発促進に関する提言」を出しておりますが、その内容をひとつ簡潔に御説明いただきたい。

○政府委員(北村廣太郎君) お答え申し上げます。

経団連の提言の内容でございまして、大きく三つに分かれておりました。第一が国際化、情報化に対応した首都機能の整備及び民間参加による内需拡大の観点から東京臨海部の早期開発の必要性を指摘しております。二番目といたしまして、民間を含めます関係者におきまして開発プランに対するコンセンサスの形成と民間資金を活用いたしたインフラ整備など、開発促進のための基本的課題を指摘しております。三番目といたしまして、民間を含む関係者合同会議の設置及び整備事業運営における民間活力の活用と開発促進のための基本方針を提言しております。

以上の三点でございまして。

○近藤忠孝君 JAPIC、それから経団連の臨海部開発促進の動きと並んで、大企業が有明地区それから十三号レポート計画などに続々と群がってきているわけであります。で、民間大企業グループがつくつてゐる研究会がたくさんできております。

そこで、これは国土庁になると思ひますが、十

三号地レポート関係四団体、それから有明地区関係三団体、その名称と主な参加企業について御説明いただきたいと思ひます。

○政府委員(北村廣太郎君) 初めに、十三号地のレポート関係等でございます。

初めに東京レポート研究会、これは東京海上、新日鉄等七十二社から成ります。二番目としてTAS、これはトータル・エリア・サポートでございまして、TAS委員会、三井物産等六十一社から成ります。三番目として東京レポート推進協議会、富士銀行等三十三社から成ります。四番目として東京ヒューマニア研究会、伊藤忠、第一勧業等八十八社から成ります。

それから、有明地区でございます。

第一に東京湾ウオーターフロントプロジェクト研究会、三井物産、三菱商事等十三社、他に地権者四十二社が参加しております。二番目として有明ウオーターフロント開発研究会、伊藤忠、長銀等九社に地権者十九が入つております。それから三番目といたしまして有明地区開発研究会、丸紅等十二社に地権者二十一が参加しております。

以上でございます。

○近藤忠孝君 今冒頭に挙げた企業が幾つというの、そのほとんどが大企業であるといふことを申し上げておきますが、結局、臨海部副都心開発をめぐるこの大企業グループが入り乱れて受注合戦を展開している、私はやっぱりそのことは明らかだと思ひます。

そこで次の質問は、この東京臨海部副都心開発基本計画の策定に当たつて、基本構想フレーム、それから都市機能配置、都市基盤整備、情報通信基盤整備、都市経営事業計画など、この計画の最も重要な骨格部分の調査がすべて大手シンクタンクに委託されているという、こういう事実です。

これは答弁をやっていると時間がなくなつちゃうのでこちらで指摘しますと、これは全部東京都の委託ですが、例えば三菱総研は、五十八年度から六十二年度に主なものだけでも合計十チーム総額一億七千四百五十二万円の委託調査を都から受注しております。それから野村総研は、同じ期間に合計七チーム総額一億三千三百九十万円をやはり都から受注している。それからこれは日本交通計画協会、元建設大臣瀬戸山さんと元運輸大臣の細田さん、元防衛庁長官谷川さんなどがその役員に就任してありますが、ここにも臨海部新交通システムの委託調査、昭和六十年度から六十二年度にかけて合計五チーム総額一億五千七百二十四万円行つております。

こういう事実を国土庁は承知しておりますか。

○政府委員(北村廣太郎君) 東京都の方から承つております。——東京都の方から承つております。

○近藤忠孝君 つまり、そのとおりだということですね。そう答えるからちよつと聞きそびれたんです。

このように、東京都と国が推進する臨海部副都心開発基本計画は、そもそも計画の仕掛け人がJAPIC、そして財界であります。基本計画のもとになった各種調査もすべて三菱総研や野村総研などの大手シンクタンクの委託調査に依存、そしてその事業をめぐつて受注合戦を展開しているのも大企業グループ。となりますと、ここで長官から大局的にお答えいただきたいんですが、これはどこから見ても、これから進んでいくこの副都心計画は大企業丸抱えの開発計画と言わざるを得ないんじゃないか、こういう結論が今の答弁からも出てくると思ひますが、どうですか。

○国務大臣(内海英男君) なるほど先生の論法でございます。大企業の名前が次々と出てくるわけですが、何といひますか、大企業にもやっぱりシンクタンクといひますか頭脳集団も、相当人材もおるわけでございまして。調査といった面については、ある意味においては相当政府機関よりすぐれているところも私はあると、こう思ふんです。ただ、でか上がつた副都心としての位置づけといふもの、でか上がつた時点においてその利用計画をするといふことになれば、これは東京

都の独自の計画になりますけれども、これをただ大企業の利益のために事業所を設けるとか、そういったことだけじゃなくて、それは都や国土庁とも十分打ち合わせをしていただきまして、そして住民の福祉あるいは住民に十分活用していただけるような方向に持っていくのが私どもの仕事であり、多極分散の国土形成の一環として考えていかねばならないところだと思ふんです。

このまはつといて、先生がおっしゃるような、大企業が計画立案から何から全部参画して、今度仕事をやるときにも大企業がやって、大企業がそこへ建物を建ててまたそこで金もうけをしてと、こういうふうにならずと大企業で結びつけられれるという性格のものではないと思う。

要するに、計画立案ができた時点から責任の行政官庁は私は東京都だと思ふんです。それを指導する立場からいっても、国土庁といたしましては、こういう多極分散型の国土形成促進法というものができたことでもあり、この趣旨にのっとった利用計画というものを十分作成してもらわなきゃ困る、してもらいたいということで指導していきたい、こう考えております。

○近藤忠孝君 私が受注合戦と申し上げたのは、約四兆円とも称されるこの事業費が、今私がずつと答弁を聞いてきたようなところへ行く。そういう意味の内需拡大だということを一つ重要な側面として持っている。それからまたあとの問題も同じことが言えるんですが、そういうことであります。

そこで問題は、この臨海部に住宅棟も建てるというんですが、建設大臣、これが果たして都民が払える家賃になるかどうか、こういう問題なのであります。当委員会に参考人に出てまいりました土地臨調参与の石原舜介氏は、私の質問に対して、原価でいくと家賃は二十万円を超えてしまふ。何とか政策家賃で十二、三万に抑えることができないかと都に努力を要請していると答弁しております。

それから三菱総研の尾原重男事業政策部長の

「これから十年驚くべき東京新図式」という著書では、三菱商事、三井物産を幹事とした民間大手十一社でつくっている研究会が打ち出した有明ハーバーシティ構想が紹介されておりますが、こういうぐあいに書いてあります。

民間レベルでの「有明ハーバーシティ」構想も、日本人の一般庶民が入居できるような価格で提供できるかは疑問である。おおよその試算をしてみても、一平方メートルあたりの一カ月の家賃は、五千円から、一万円。百平方メートルのマンションだと、月々、五十万円から百万円という価格になる。そうなると、庶民感覚とは相当なズレがあるから、入居できるのは、やはり企業が家賃を負担する外国人ビジネスマン及びその家族ということになるだろう。

つまり、臨海部副都心開発で予定されている住宅棟は、結局民間の不動産業者に任されているわけで、とても一般庶民が、都民が入れるような家賃ではないんじゃないか、一体だれが入居するのか、この辺について建設大臣いかがですか。

○国務大臣(總督伊平君) 副都心の臨海部につきましては、まず住宅をできるだけ多くしてもらいたいという要請をいたしております。その中にありまして、今いろいろお話がございました、また参考人の意見やいろいろ各企業等が打ち出しておることも、全部は見ておりませんけれども、いろいろの意見があつていいんではないか、こういうふうに私は思っております。

ただ私どものやりますことは、公営住宅をある程度確保して、公営住宅で中堅勤労者以下が、以下というのは言葉がどうでしょうか、とにかく大衆が利用できるような住宅の供給に努めてまいりたい、いろいろ意見のありますことは、企業の方の御意見等はそれとして結構であります、私どもは公営住宅を建設する、こういう方向で進みたいと思っております。そういう意見を申し上げておる次第であります。

○近藤忠孝君 大臣のお言葉ではありませんが、そういう努力をしましても果たして本当に庶民が入

れるのかどうか、これは今の計画がずっと進んでいくとどうも定かでないですね。

そこで、私は一つ提言があります。これは臨海部の貴重な都有地ですから、私は、住宅問題をとつたて、大企業あるいはその関係者というようないふ、そういうための利用はやめて、もっと緊急性のあるホームレス人口の解消を初め、公的賃貸し住宅を大量に建設すべきだという立場から申し上げます。

今仮に臨海部副都心開発計画の用地のうち、テレポートやインテリジェントビル群などの業務機能を立てさせる用地は除いたとして、そのほかの住宅、ホテル、商業地などの機能を受け持つ約百四十ヘクタールの用地がありますが、ここに公営賃貸し住宅を建てるだけでも相当なものになろうと思うんです。これは私の方で東京都に確認されている試算のケースでありますが、この百四十ヘクタールの土地に練馬区光が丘団地の例と同じ建て方をするると仮定して試算しますと一万三千戸の建設が可能であります。それから、仮に四百四十八ヘクタール全体を対象にして、公団、公社、都営の公的賃貸し住宅を同じ方式で建てようすると四万一千六百戸が建てられる。つまり、一世帯二・五人平均として、約十万人が居住できますね。

當然その反面としてこの地域の就業人口は三万人以下に抑える必要がありますが、建設大臣、こういうある部分を、一定割合を庶民のためのというんじゃなくて、もつと全面的に庶民、都民本位に有効利用するという、こういうことはお考えにならないでしょうか。

○國務大臣(總督伊平君) 御承知のとおり、この事業は東京都が主体でやつておる事業であります。でございますから、私ども、住宅に適當な安い価格で入居できるように、分譲なり賃貸なり、こういう方面の要請をいたしまして進めたいと思ひますけれども、この問題は東京都が主体性を持つておりますのでどうぞひとつ東京都の方にその旨を十分話しておいていただきたい。こゝ

は国会でございますから、建設省としてはそういうことを要請して進んでまいりたい、こういうふう

うに思つておる次第であります。

○近藤忠孝君　もとより東京都の方には我が党の東京都議団の方から十分申し上げておることですが、やはり建設省の指導の問題として、この全体、これはやっぱり国家的計画の一つですから、そういう面からこういう面を大いに強調してほしいと思ふんです。

あとわずかな時間、最後の問題になります。

日本政府が在日米軍向けに実施している思いやり予算でありますが、これは一般国民向けの公営住宅と比べて建設工事費、広さの面で極めて優遇されております。これは防衛施設庁からもらった資料ですが、土地購入費を除いた工事契約額のトータルで、昭和六十年度は六百二十五戸、三百三十一億四千万円、一戸当たりが五千三百二十万円。昭和六十二年度は六百二十三戸、二百六十一億円、一戸当たりが、四千百八十九万円となっております。もとより家賃はゼロです。今、昭和六十年度の思いやり予算三百三十一億四千万円をとると、その全額を公営賃貸し住宅の建設費に回しますと、公営住宅一戸当たり事業費は平均千三百七十二万円、そのうち国費負担分は六百七十九万円。ですから、仮に国費負担ベースで計算して

先ほど建設大臣は東京都へ言えと言ったけれども、今度は政府部内の問題としまして、こういう思いやり予算はやめて、その分を公的賃貸住宅建設費に回すよう、大蔵省とひとつ積極的に建設大臣折衝されるおつもりはありませんか。

○国務大臣(越智伊平君) 思いやり予算と住宅建設は直接つながる問題でございません。思いやり予算の方は防衛庁なり外務省の方でひとつやっていただくまして、私どもは、住宅政策は住宅政策として大蔵省と十分折衝をいたしまして住宅の建設に努力をしてまいりたい、かように思っております。

○近藤忠孝君 反論したいけれども、時間が参ったのでこれでやめておきます。

○委員長(河本嘉久蔵君) 近藤君の質疑は終了いたしました。

次に、三治君の質疑に入ります。三治君。

○三治重信君 土地対策の問題をまず取り上げさせていただきます。

先日、大臣就任のときに、土地対策として公共事業、買収ばかりじゃなくて賃貸借も考えたらどうか、こういうことを申したら、賃貸借は後の始末に困る、こういうような、また、それにいいことがあればまた考えてもいいよという御答弁があったと思うんですけれども、現に地方の土地開発公社というのが各県、市町村にもたくさん出ておるが、ただ買収ばかりでは僕は余力がないんじゃないかと。公共事業やこういう関係でやる場合には借地もやっていたいんじゃないかと思うんです。それは、個人では、土地を売却する必要のときにはいつでも公社が買えばいいわけで、それしかし、公共事業で買うとなると、売れぬと言うと、売れぬと高くしちゃう。

だけれども、一たん借りちゃって、今度は地主がどうしても相続なり、あるいは自分の事業なりで売ることが必要だと思つたときには、国としては公示価格で買ふ、あるいはそれはいつでも買ふ、こういうことにすれば、予算措置としても公社で売買すればいつでも後で清算ができる、債務負担行為をつけておけば翌年度で予算化すればいいじゃないか。こういうふうに思つておるわけなんです。一つお答え願ひたいのは、現に土地開発公社というものがもう全国津々浦々にできていゝるんじゃないか、その状況を御説明願ひて、そして公共事業等についてもできることから、全部賃貸もひとつ検討して、こういうような土地そのものを確保するために専門の機関までできているんだから、買収ばかりじゃなくて賃貸借も考えられて必要ときにはいつでも買えるようにしておく。長い期間で事業をやるための前提として、土地を買わねばならぬというふうな考え方は改め

たらどうか、こういうふうに改めて御提案します。そのためには特別立法も要するんじゃないでしょうか。

○政府委員(小林実君) お答えいたします。

土地開発公社は全国で約千五百ほどございまして。仕事は道路、公園の公共施設、公用施設の土地の先行取得、それからみずからの責任において行います。公営企業に相当する事業といたしまして、住宅用地、工業用地等の造成事業を行つていくわけでありまして。

土地開発公社が用地を借りたらどうかということでございますが、現行法ではあくまでも地方団体あるいは国から依頼を受けまして公共用地の先行取得をするということでございます。法律では借り上げというものを予定しておらないわけでございまして。公共施設につきましては、やはりその効用を發揮するために永久的に所有関係をはっきりさせる必要があると思ひまして、私どもはいたしましては、そのお考えがあるならばやはり国なりあるいは地方団体に買つていただくのが筋であらうというふうに考えておるところでございます。

○国務大臣(内海英男君) 先生の御指摘のような方法で土地対策というものが現実に行われるといたしますと私も大変やりやすいという点については、先生のお考えに私も同調申し上げたいという気持ちでございます。

ただ、現実には河川、道路のような場合、半永久的に所有者の利用が排除されるというような問題もございまして。また、そういう点で所有者が同意をしないという例が非常に多い。それからまた、借地方式というのをやりますと、被補償者の生活再建が十分で、国に貸しておくということにはなりませんけれども、大変安くて、そのときそのときの生活再建が土地利用というものの制約を受けながらも補償が思うようにされていなくて、いろいろなことになるというような問題点もあるかと思ひます。遊水地のようなところ、あるいは区分の地上権の活用といったような面で行けるとい

うところもあるかと思ひます。

何にいたしまして、大都市の緻密な土地利用という点におきまして、市街地では建物と道路とを一点に組み合わせるとか有効に活用できないかなというようなことを今検討中でございまして、地上権の問題、あるいは地上権を利用するあるいは譲渡する、こういうようなことができたかどうかというように今検討しておるところでございます。先生のお提案、それが実現できれば大変公共事業の推進にも役立つのではないかと、こう思つておるところでございます。

○三治重信君 役人さんにはもう簡単ですから、買うように今制度がなつてからそういうことをやることはないと申すんだけれども、せっかく国土庁ができて土地政策をやるといふからには新しい観点でできぬかということ。これは立法しないんだ、借り上げでも何でも立法した方がいいと思うんですが、そこをひとつぜひ検討してもらいたい。

事実、私の方の中部圏の中では、土地を売るより市が借りてくれと。学校でも何でも借りてくれと。先祖代々の土地だから売るのはいやだ、借りてくれれば幾らでも貸す。それから我々、国民生活調査会でも議論があつて、国が本当に土地を利用してくれるならばいつでも、むしろたゞでもということまで議論が出てくる。大分思想が変わつてきていると思うんですよ。ひとつその点、とにかく何でも買えばいいんだということを検討してもらいたい。

その次に、国鉄の清算事業団のたくさん持つておられる土地、これは今国土庁や政府が処分するな処分するなというところになつてゐるんだけれども、これはいつまでかかるかわからぬ。それよりも東京と大阪だけでも清算事業団の土地については早く跡地の利用計画を決めてもらつて、利用計画によつてこれは私は信託方式で上屋をどんどん建てて、そしてその上で処分するようにすれば、土地の売買ということじゃなくて、しかも

跡地の利用が全部できるように上屋を建てた上で処分するという方法でやれば早く片がつくんじやないか。こういうことを特にやる。

○政府委員(丹羽康君) お答え申し上げます。清算事業団の用地につきましては、六十二年の十月に閣議決定されました緊急土地対策要綱におきまして、地価を顕在化させない土地の処分方法について検討を進めまして速やかに結論を得るということとされております。現在清算事業団に置かれております資産処分審議会においてその検討をしていただいております。

それで、先生の御指摘の土地信託を活用する方法も今資産処分審議会の中でその方法として検討がされておるところでございますけれども、この方法については、事業団が抱える膨大な長期債務がございまして、その長期債務の元利償還額に見合う信託配当が確保できるかどうかというようなことを含めました問題も抱えておられて、さらに検討を加える必要があるというふうに聞いております。

○国務大臣(石原慎太郎君) 先般杉浦理事長ともお話しいたしました、今のようになにか立ち往生しているだけでは能がないので、委員御指摘のようになつた土地信託方式ではなくて上に物をつくつてそれを何か処分していくことで借財をとにかく理めていく、そういう積極的な方法をぜひやりたいとおっしゃっていました。自分たちだけではアイデアがないのでいろいろひとつ参考になる方々に会わせていただきたいという御要望がありましたので、今凍結ということになっておりますけれども、これがいつ凍結が解除されるかわかりませんが、第三、第四の方法を考へるようになつて事業団も努力をするようであり、私たちが手伝ひをしたいと思つております。

○三治重信君 住宅やオフィスの供給をふやした

いというんら、非常に優良なやつがあるんだから、ぜひこれは積極的にやらぬとみんな進まぬじやないかと思うんです。

次に、土地の賃貸の公共事業への利用というものの一環として、借地借家法の改正を法務省の方で検討されておるわけなんです、これも私は多年要望していただんですが、やっと改正の着手をしておられるわけです。これはいつごろできるか。またそのときに、農地の方はもう賃借権について、規模拡大で所有権と耕作賃借権を離すことを随分やっておられるわけなんです、農林省の方でひとつ農地の賃貸借をどういうふうに展開しているか、そしてそのときのやはり一番の問題は、所有権者が土地を無条件で返してもらえ、一定の期間が過ぎれば、今の借地借家のやつだということ、借り主が返すときにもう三分の二も所有権をというのか、価値の取得をするなんというから借地と借家ができないようになってきている。借地、借家をするなら借り賃だけ出しているだけで、土地の所有権に対して価値を取得するというのはやはりこの際改めてもらったらどうか、と思うんです。

農林省の方は進んだ対策をとっておられるんですが、それをひとつ御披露願いたいと思います。○政府委員(松山光治君) 農地の賃貸借の問題でございますが、農地の流動化を進めていくという点からいたしますという手法があるわけでありまして、自作地の移動をするという形をとりますれば、地価の問題でございますが、なかなか土地は手放しがたい、こういう事情もございまして、私もやっぱり賃貸借をどう進めていくかは非常に重要な課題だと、こういうふうと考えております。

今先生から御質問のございましたのは、農用地利用増進制度ということで農用地利用増進法に基づきまして行っておる事業でございますが、耕作者の耕作権の保護とそれから貸し手の貸しやすさといったようなものをどういうふうな形で調和していくかという観点から種々議論を重ねた結果で

ございまして、言ってみれば、市町村が間に入りまして地域の中で地域ぐるみで自主的に農地の賃貸借についての調整を行う、そういう形でもって貸しやすかつ借りやすい制度にしたかどうか、こういうのがこの制度でございます。

具体的には市町村が実施方針を決めまして、それに基いて市町村あるいは農業委員会、農協、集落の関係の方々、そういう地域ぐるみで貸し手と借り手の掘り起し活動を行うわけでございまして、その結果が市町村によって関係権利者の同意を得る形で一定の計画に取りまとめられるわけでございまして。

この農用地利用増進計画と呼んでおります計画を農業委員会が決定する、それを公告いたしますれば権利の設定と移転の効果が生じるという仕組みでございます。この場合に、農地法の十九条に法定更新の規定があるわけでございましてけれども、この規定の適用を除外いたしてございまして、したがって、一応賃貸借の期間が満了いたしましたれば自動的に農地が貸し手に返還されるという仕組みになってございまして、貸し手としても安心して賃貸借に踏み切れる、また逆に借り手の側からいたしますと、市町村が間に入っている、あるいは兼業農家の実態からいたしますれば、一定の期間ごとに農地の賃貸借の取り決めができるということがございまして、比較的継続して借りやすくなる、この辺のところは実はねらい目でございます。おかげさまでこの制度を入れてまして、五十年当時六千ヘクタール程度の賃貸借の規模でございましたが、最近の実績では四万ヘクタール台、六十一年の場合には四万七千ヘクタール余の賃貸借がございまして、そのうちの四万二千ヘクタールはこの事業に乗った形でございまして、私もこういうものを有効活用しながらこれから農地の流動化を図っていききたい、このように考えておる次第でございます。

○説明員(細川清君) お答え申し上げます。借地借家法の改正につきましては現在法制審議会において審議中でございますが、審議が順調に進みますれば本年中に改正の試案を公表できるのではないかとこのように考えております。従来の法制審議会の審議の仕方を見ますと、試案の公表後四、五カ月を置いて一般の方の意見を徴し、その後さらにこれを踏まえて最終答申に至るということになっておりますので、最終的な答申は早くても試案の公表後一年程度たつた後ではないか、このように考えている次第でございます。

それから、もう一点の内容についてでございますが、先ほどの御質問と関連する点につきまして、審議の中で、当初の借地期間が終了した場合には当然所有者に土地を返還する、そういう定期借地権という制度を検討しております、これにつきましましては、農地と違ひまして建物の居住者の保護とか、あるいは借地人の投下資本の回収の保護という難しい問題もあるわけでございますが、御指摘のような趣旨を踏まえまして私どもとしてもその実現に努力してまいりたい、このように考えておるわけでございます。

○三治重信君 国土庁長官、ひとつ聞いておいてもらいたいんですが、大都市の土地を下げる下げると言っている、二割や三割下がっても一般の庶民やサラリーマンから見るととてもじゃないが買えたものじゃない、そんなものを買っていたら土地を十坪か二十坪買っただけで一生の働きが全部費える、それなら、賃貸借でできるようなことをやればまだ非常にマイホームを持つことも可能性がある。

これはひとつ借地借家法の改正とともに、大都市だけでも特別そういう賃貸借ができる特別立法対策というものを、これは地主も保護するが借家人も保護する、借家人が借りていることによって土地の値段の三分の二も返すときに取得するんだというふうなやつは、何かさっきの農林省みたい、市町村なりなんなりが保証してその間に入るというふうなこともひとつぜひ考えて、対処してもらいたいと思っております。ひとつこのようにあらゆる点から利用部面と所有関係をできるだけ分けていく対策を、そこへ法律をつくるなり、

市町村なりが入っていくことを特に考えてやっていた方がいいと思うわけです。あとの質問はまた総理に、午後に譲りまして、長官、ひとつ土地対策を特に考えてほしいと思います。

○委員長(河本嘉久蔵君) 三治君の質疑は終了いたしました。

次に、野末君の質疑に入ります。野末君。

○野末陳平君 土地対策はいろんな手があると思えますけれども、私が今まで考えてきたことで、またこの質疑を通じてなお一層その感を強くしたんですが、やはりこれは土地の利用に関して今以上の規制を考えざるを得ないんじゃないか。言いかえれば、公共性というものをもう少し第一義に考えて、公共性を個人の利用の自由というものよりもやや上に置く以外にないかなと思っております。そこで、ちょっと考え方を幾つか聞いていただきますので、両大臣の御所見を伺いたいと思っております。

まず、もちろん都市の中心部においての話ですが、いまだに木造の平屋があったりあるいは二階家が、これが古くなっても、しかも周囲の環境が変わっても、これはおれの土地だからおれの自由にしたんだという、気持ちには当然それはいいんですけれども、周囲に合わせていかないと、公共性のことを考えずにそれにこだわら続けると、公共性のあるものを、こういうふうな自分の持っている土地だから自由に使っているじゃないかという、こころをやはりある程度我慢をさせていただいて、これを公共の用に供するという、そういう方向を、まあ強制するというのは語弊がありますが、そちらの方向にいくべき時代に来たんじゃないかな、こう思っているんです。

まず、これについてはどういうふうな長官は考えてしょうか。

○国務大臣(内海英男君) 私も先生の御提案のとおり町を通ると意識いたしておるんですが、

も、大体私どもの把握しているところでは、その土地に生まれその土地で育った今や高齢者になられている方で、この家で自分の人生を終わりたいというような気持ちのある方も多い。さらに、これを公共の用に供するためにやるという趣旨はわかるけれども、そうなるもまた多額の資金をかけて、現在はまだ同然のように自分自身は自分の土地の古い家の中に住んでおられるけれども、この年になって新たに借金をまたしよって、新しい家に入られるかも知れぬけれども、建て入るときにはもうあの世へ行ってしまうというようなことから、私は私なりにこの家で生まれてこの家で死にたいというような気持ちも随分これ作用しておるのではないだろうかという点も配慮に入れないが、何とかならないものかなということをしめしめ感じております。

でありますから、土地を国民共有の利便に供するといふような大きな観点に御理解を示していただく、年齢的な問題もありまして、まだまだ自分に活力があり、将来の展望も自分が持つて新しいものをつくつていく、それを拠点にしてまた生活設計を立て直して頑張るんだという立派な立場にある人と、もうこの生まれた家で、古くなつてほろほろになつておられるけれども、ここで人生を全うしたい、こういった気持ちの人も随分あるといふ実態をとらえまして、先ほど来申し上げておりますように、土地の問題というのはやっぱり需要と供給のバランスをとるということでございますから、幸いこの法案を今国会で成立させていただくならば、できるだけ関係省庁の積極的な理解をいただいで早期に移転を図っていただく。

そして、その移転後の土地といふものは当然国有地でございまして、その国有地を利用して、土地の手当では要らないという形でそこに新しい賃貸マンションなり、あるいは公務員住宅の古くなったのを建て直すという場合に、それを高度化する、高層化するということによって民間の方に利用していただく、こういうような多角的な運営といふことも考えていかなきゃならぬ

い、そういうふうに考えておるわけでござい

す。
○野末陳平君 今の長官のお話にもありましたけれども、年寄りには特にそうなんですが、ここに住むなというわけじゃないんで、別に追い出してどこかへというわけじゃなくて、もつときいにしていいじゃないかという提案に対しては耳を傾けない人が多いんです。中には意地でもやっている人もいますからね。そういう場合には資金的な援助してくれないかと思つても、現行法ではやはりそれがどうにもならぬという、その辺も随分土地政策のネックになつていゝと思つてゐます。

それから、都市部の農業もそうなんです。僕がこれを言いますと何か農業をいじめているようにとるんですけれども、都市部の、特に僕の知るところでは東京の二十三区内ですけれども、そこに仮に農地があつても、その農地は非常に収益性は低いし、いわば趣味ですね。趣味的な採算のとれない農業を、これは職業的自由とか、これは昔からの仕事だからという理由だけで続けている人が現実にいる。その場合に、まじめに農業をやっているんだからいいじゃないかと、法律はそうなっているんだからいいじゃないかと、それこそ考へ方を要するべきときで、職業選択の自由であらうが、地主の利用の自由であらうが、それよりも公共性を考へてもつと有効に使う方があなたにも得だといふようなそういう説得ができればいいけれども、できない。となれば、やはり利用の制限といふものを今以上に考へる、そういう方向へ踏み出すべきときが来ている、そういう感を強くしているんです。

建設大臣、今の都市部の農業、これを制限してしかるべきじゃないかと思つてゐるんですが、それはいかがでしようか。

○国務大臣(越智伊平君) 先生の御意見は私も同感であります。今国土庁長官がお答えをいたしました。第一番に用途別の区分の見直しも、公聴会といふのがありまして、大勢でなくとも何人か

反対する人が強く言いますとその方向向かつてい

くような傾向がございましてなかなか難しい、用途変更の場合も。
それから農地の問題につきましても、長期営農に反対するものではございませんけれども、草ぼうぼう、あるいはキリを植えたりクワを植えたりしておるようなところは何とかして供出をしてもいい、こういうふうな思ふわけですから、それがなかなかできない。でございますから、本当に長期営農を希望する方は交換分合でもして一定の地域に集めて、あとは市街化の目的の用に進めるべきだ、私はこういう考へ方を持つていろいろやつておりますが、民主主義が徹底したまゝして、現在の法制度ではなかなか難しいのが実情であります。しかしそれであきらめたのでは仕方がございせんので、努力をいたしておるところであります。

○野末陳平君 現行法ではいろいろ難しいのは十分承知の上ですけれども、しかし地主の自由だといふ考へ方が第一義になつて公共性がどうしてもその後になつていゝといふのは、もう今や土地政策としてはおくれである、そういう感じがします。で、今後とも、まず考へ方の基本を変えるところからいろいろと検討していただきたいと思つてゐます。

これで終わります。
○委員長(河本嘉久蔵君) 野末君の質疑は終了いたしました。

午前の質疑はこの程度にとどめ、午後一時三十分まで休憩いたします。

午後零時四十五分休憩

午後一時三十分開会

○委員長(河本嘉久蔵君) ただいまから土地問題等に関する特別委員会を再開いたします。

まず、委員の異動について御報告いたします。本日、香掛哲男君及び近藤忠孝君が委員を辞任され、その補欠として二本秀夫君及び吉井英勝君

がそれぞれ選任されました。

○委員長(河本嘉久蔵君) 休憩前に引き続き、多極分散型国土形成促進法案を議題とし、これより内閣総理大臣に対する質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。志苦君。

○志苦君 総理、どうも御苦勞さまで。総理、一つの内閣が精魂を傾けても後世の評価にたえるような仕事はまあせいぜい一つだろうという意味で一内閣一課題という言葉が使われますが、竹下内閣にとつての一課題は何ですか。

○国務大臣(竹下登君) 私もちよつとその点整理してみたいのですが、昭和の、例えば講和の調印吉田さん、日ソ協定鳩山さん、岸先生で安保改定、池田さんで高度経済成長政策、そして佐藤さんの沖縄返還、そんなようなのが歴史にけじめのつく課題としてあり得るのかな、そういうことが言えると思つてゐますが、さてということになりますと、やっぱりこれだけ多様化した今日、一課題に絞るといふのは大変難しい話だな、外交はどうだと言われれば世界に貢献する日本ということになりた、内政はどうだと言われれば前内閣からの至上命題の一つに税制改革がありまと言わなきゃならぬだろう。

しかし、当面の土地対策委員会というものができた、それはいわばだれが主張してきたんじやなく国会内に非常に環境が盛り上がりつて自然にできたといふことになると、土地問題といふことになれば、それはやっぱり多極分散とかあるいは少し図に乗つて言わせたいただければ私の考へるふるさと創生といふようなものかなと、こういうこととございまして、いつも言語明瞭意味不明でございまして、これだけ多極化しておりますと一つで簡単に言えと言われると非常に難しい問題だ。私の経験からすれば、佐藤内閣が終わつた後、何が課題であつたか、はい、沖縄返還と、こう答えられた。そうしたものは残念ながら断定的に言うだけの自信がないと、こういう感じでございまして。

○志吉裕君 あれもこれもというのは情念の世界でありまして、その理論的、体系的なものでもないわけですが、ふるさと創生を世に聞て登場した竹下さんですから、しかも中央政治の場を踏んで階段を上ってこれた方ですから、一課目は均衡ある国土の形成のなかなというふうに思いますが、お伺いしたのですが、たまたま新任の国土庁長官も、とにかくこれは竹下内閣の内政上の重要課題なんで、多極分散の法案を通してくれと熱心に訴えておられまして、何か経世の事務総長が何かをおやりになった人らしく、これはなかなかのことと言ふと思つてお伺いしておたので

す。

ただ、ちょっと今税制のお話に触れましたが、税制も国民注視の的ですからね。しかし、税制に關して言へば、あなたがいろんないきさつを経て総理大臣になったたまたまそこにあつたという代物ですよ、これは。もちろん税制も重要ですが、あなたが税制を一内閣の一課題だと、あるいはまた今度の多極分散も一内閣一課題だと。本當の意味で内閣をかけてやるんだというのであれば、これは今何か自民党税調でもいろんなことをやつておるようですが、支持基盤の声の大きさとか利害調整ばかりにききゅうききゅうとしておつて、中途半端で不公平を温存してかえつて拡大するよ

うなものじゃ後世の評価にはたえられない。

やっぱり大多数の国民と後世の評価にたえ得るものに内閣の存在をかけるのであれば、時間もかけたらいし、総理みずからがさまざまなところで意見を聞く、勉強もするということそういうスタンスでやつてもらいたいものだということを要望しておきたいんです。きょうは税制のところじゃありませんけれども、ちょっと私、あなたが中曽根内閣の後継という意味で触れたので、中曽根内閣の一課題というのはいは行政改革だというふうに当事者はおっしゃるのかもしれない。だけれども、冷静にこれを見ますと、官業を民業に転換したということが目立つ反面で、集権的官僚機構や綱張り、こういうものについては実は

手もついておらないというふうに私は感じますね。もともと中曽根さんは総理を目指して総理になつた方の方でして、図らずもという方じゃないんで、図つてなつた人でした、それだけにあれもこれもという気負いを随分感じました。しかし、それは理論体系とか政策というもののじゃなく一種の感情、情念でありましたから、しよせん情念の世界というのは状況をくろうと思つて流されるという欠陥も持つていたようでありまして、就任早々氣負つてみたことは大体途中で変えてこれたというふうにも思ふような氣がいたします。

だから、この内政上の重要問題、当面の土地問題から将来を展望した本當の意味での均衡ある国土発展、あなたや我々が生まれたこの僻村にも政治の日が平等に届くということに存在をかけるのなら、それはそれなりに精いっぱいやつてもらいたいし、あれもこれもと言わぬで、税金なんかは休んでもよろしいと、こう私は、しかし休めない問題でもあります。

そういう思いである意味では、あなたを応援するわけじゃないが、あなたがやりになるというなら、そういうことに精魂を傾けて内閣の信を問ひながらやるべきだと、こう思いますが、いかがですか。

○國務大臣(竹下登君) 政策の継続性というものがあつて、私に就いてきたいろいろな政治課題というのがやはり重要課題であるということもいつも思つております。

だが、今の御意見を聞いておりますと、しかしそこには色合いの差といふもののおのづから政治の世界には出てくるんじゃないか。その色合いといふものが、僻村とおっしゃいましたが、確かに私の生まれ所も僻村でございますが、そういうところから思いをいたしてみますと、このいわゆる国土の均衡ある発展というふうなものが私の長年の政治理念の中に存在し、そうした色合いが幾ばくか出てきておつて、それが皆さん方の世論の環境の醸成とともに、これらの法律にな

つて御審議いただいて今日に至つておるといふことから言へば、やはり竹下政治といふものの、一内閣一仕事というほどに私は氣負つてもおりませんが、色合いの大きな一つではなからうかというふうには思つていただいております。

○志吉裕君 今ここで私が申し上げたいのは、やあ税金もやりたい、多極分散もやりたい、土地の値段も下げたい、サッチャーさんにもレーガンさんにも覚えめでたくなりたいたいというふうなことをいろいろ言うておると、何もできない。まあ当面税制がいや応なしに日程に上るんでしようが、その点に關して言へば、これで税制改革が終わつたと言つてしまへば、中途半端のものがこれは不公平として恒久的に残るわけでありまして、そういう意味で、急がずにやるべきだという主張をして、次に参ります。

これは、長官ともこの委員会でも同僚委員がしばしばやつたんですが、長官があなたの意を酌んで、竹下内閣の看板政策なんだ、多極分散は内政上の重要課題なんだからと言つて訴える割には余り中身がないんですよ、これはね。同僚委員から自民党、与党の委員からさても、本當にこれを国土庁はやるのかと。昔から色男金と力はなかりけりという話があるが、やるには相当のこと必要がというふうな話もあつたぐらいですが、これはちよつとおいおい詰めます。

総理ね、この委員会は実はたまたま今こういう議論をしてますが、東京及び周辺の異常な地価の高騰を端緒として国民生活あるいは産業活動に死活的影響を及ぼす、あるいは影響を持つておる土地問題について有効な方策を講じようというので設けられたんですね。また、あなたを長とする閣僚会議を政府に設けられたのも同様の意味を持つたんだと思ひますね。そして、この法案といふのは、さきに策定された四全総実施のための基本的性格を持つものではあるが、やっぱり発想方法としては現下の土地問題も背景に置いておる、こういうふうな言われておるのですが、非常に迂遠な、東京の一極集中というふうなものに超過利

潤のメリットを見出して投機が行われる、そこで地価が上がるんだからその需要を規制するために、均衡ある国土の発展をやつていけばそういう根拠が絶たれるから地価対策になる、こういう説明に理由がないわけでもないですよ。風が吹けばおけ屋がもうかるぐらいの、間に幾つかの講釈を入れなければならせんけれどもね。

しかし、そんな迂遠な話を持つておれないんです。政府委員の説明によりますと、多極分散はできれば二十一世紀ごろまでに何とかしたいということとで精力的にやりたいものだといふお話をした。あるいは、とりあえず二十三区に少し手をつけようというんで、一省庁一機關を外側に移すというのだった、七月にまゝとめて八月に予算を出して、それからああでもないこうでもないと言つておつて、筑波の例だけ見たつて十年やその辺でおさまる話じゃないということになってまいりますと、地価対策、土地問題といふふうなものには急ぎの間に合わないものではないことがはつきりします。

そうしますと、それはそれとして、いわゆる当面する土地問題、地価問題ですね、これは十二月七日のこの委員会でも総理みずから加わりましていろいろ議論をした、そういうものを何か政策なり法律に収れんしてここに持つてくる義務があるんですよ。政府はみずからやる立法で必要なのは国会へ出す、こういう責めを皆さんも負つておるはずなんだが、そつちの方はさつぱり形も見えないのはこれはどういふことなんですか。

○國務大臣(竹下登君) そもそもこの土地委員会ができたのは、私も先ほど申し上げましたように、時宜を得た各党の合意が何か極めて自然にできた。そのときの背景には、確かに東京都西部を中心とする地価の高騰、全くとつていない僻村等もあるわけでございますが、そういうところから問題意識は出た。で私どもは、それについていろいろ御議論をいただいたが、たまたま今も御指摘がありましたように、そういう問題とち

ようど軌を一にして第四次全国総合開発計画が出た。

その基本となるべき法律というのがやはり中長期を考えた場合必要ではないか。それならばどこで受けていただけるか。これは政府に選択権があるわけがなく、国会で土地特委がよからう、こういうことになって御議論をいただいておりますというふうな私自身の考え方を整理しておるわけでございます。それは大変ありがたいことだと。

しかし、今おっしゃいますのは、それはそれで結構だろうが、しかし、ああして本院にこの土地特委ができてからいろいろ議論を行ってきたじゃないか。で君らの方は言ってみれば、いや、監視区域を設定いたしましたこの機動的運用をやります、やってまいっております、そうして一方、金融機関等に対して指導を強化いたしました、現在鎮静化の傾向が出つつある。こういうようなことを言うが、新しい法的措置というのは行っていないじゃないかと。

この御指摘は私にも理解できます。まあ強いて言えば、税制の中で土地の短期譲渡とかいう点は手をつけたといいたしましても、土地制度そのものの、なかなか私権制限を含む新しい立法というようなことを今生み出しておる、現実問題として審議をお願いしておるものではない。

それらの問題は、やっぱりこうした議論を通じてながら、行政指導の中で既存の法律等によってこれではできないもの、あるいは行政指導でできるもの、だんだん詰めていけば、この点はやっぱりちゃんとした法律改正を必要とするではないか、こういうものが出ていくであろうということも期待しながら、こうして一問一答をさせていただいておるといふのが現状でございますので、御指摘なさいましたように、あれだけ緊急性を持って我々議論をしてみた、それが今法律の体形になって緊急立法の形のようなもので出ておるものがないではないかと言われれば、それはそのとおりであるとお答えをすべきであると思ひます。

○志吉裕君 そのとおりでありますと言われたばかりじゃ私もちつとも腹が膨れないんでしてね、何かやってもらわぬといかぬのです。

この委員会では随分さまざまな議論もしたわけだし、日本の社会にずっと根づいてきておる土地観というものの洗直しを初めとしまして、所有、利用のあり方、あるいは私権の制限方法、あるいは地価のメカニズム等々にも踏み込んで随分多様な議論をしたわけで、もちろんそのうちの一部、例えばことしのこの間通過した税制改正などに供給の促進というふうな面で幾つか出ています。

しかし、あれが役に立つかどうかは私らは疑問だと言つて、私たまたま大蔵委員会でしたが、これは役に立たぬよと言つて反対しました。

それはそれとして、たまたま少し根本的な土地のありようというふうなものに踏み込まなければいかぬ。長官から国有地の拡大とか利用の御答弁がありました、もちろんこの地価問題の対応には、公有地をどれだけ余計持つてそれを種にして都市政策あるいは住宅政策を一体どれだけ展開できるかということも重要な側面ですが、同時にストレートな土地法制度そのものが要するというのも皆さん、もう既に総理の認識というのは述べられたんじゃないですか。それは、土地は公共のものという理念の上にこの利用を中心とした土地法制度を考えてみようということはおおよその合意だと思つたんです。

これは土地臨調があるという御答弁になると思ふんです、恐らく。一方で諮問しておいてそれとは相談なしに勝手なことをやってくるなら、それなら後これは要らぬわいと言われるんですが、この次の総理への質問に関係があるので、土地臨調の日程がどんなところになっておるんですか、ちよつと説明してくれませんか。

○政府委員(増島俊之君) 臨時行政改革推進審議会の中に土地対策検討委員会というのが設けられておりまして、大槻先生が委員長でございますが、この委員会のレベルで現在審議されております、本審議会、親審議会でございますが、の報告は五月の末を予定しております。親審議会の御検討、それを受けて本格的検討をされまして、六月中旬に御答申が出るという予定でございます。

○志吉裕君 それぐらいのことは新聞に出ていゝんでね。これは前にも同僚委員が聞いたから言わないが、土地臨調と政府税調とは違うものだろう、性格は違いますが、例えば政府税調を例にとりますと、そこに出された資料は全部国会議員にも届けられるし、こういう議論のまとめでいたしておりますという資料も届く。ところが土地臨調は、毎日の新聞のように、いや素案がまとまったら、第一章はこう書いてあつて第二章はこうで、一番最後の方はこうなつておるといふようなことがもう、恐らく単なる新聞へのリークじゃないでしょう、ちゃんとあれは配られるんじゃないでしょうか。国会議員だつてさまざまな議論がある。それがまたいい意味で向こうに反映されれば上がってくるものはいいものなので、土地臨調というところは所管が気がかかないのか秘密主義なのか、なぜそういうふうな情報をしかるべく提供しないんだ。

○政府委員(増島俊之君) 審議会の、親審議会における検討あるいはまた土地対策検討委員会における御検討がございました後に、担当官からこれはどういふ模様の、内容の審議がなされたかというところについて記者にも御説明をいたしております。しかし中身につきましては、いろいろの事柄がございまして、この報告書案あるいは検討案の内容そのものを発表することはいたしておりません。

○志吉裕君 記者に発表するといつたつて、相当なスペースで載っているわな、新聞に。それなりに我々も勉強の材料になるし、必要があれば意見を言う材料になるわけだが、余り雑音を言われてはいい案がまとまらぬからおまえらには知らせないと言えよそれっきりだが、そういうものは、記者に発表するぐらいのものがあつたら土地の委員会でぐらゐには情報として提供しないよ。それは意見として申し上げておきますが。そこで総理、よくいろいろなところに、審議会とか調査会に頼みますと、今そこをいろいろ踏つてもらつていゝので、出たら考えますわとこういうことになるんですが、土地臨調の答申は今の日程で出てくる。答申を待つて当然検討作業が行われ、必要な予算措置やそういうものと同時に必要な立法措置も講じられるというのが作業手順になるものと思ひます。どういふ手順でどういふ機構で土地臨調の答申を具体的な施策にこなす立法に回すということが行われるんですか。

○国務大臣(竹下登君) まず第一に申し上げたいのは、今志吉さんは土地臨調とおっしゃつております。親念的には私もそれで間違つておるなどと思つてもいいかもしれませんが、最初新しく内閣を組織させていただいたときから、本当はそのこの場がいゝだらうかといふことを實際一応は悩んでみました。たまたまましようどそのどんぴしゃりに当たる審議会等が存在していない、あるいは建設省にお願いしようかなといふと宅地供給という観点になつていくとか、いろいろ問題がございまして。

さようしからば、こういう土地対策については、いわゆる規制緩和等の議論から行革審で今議論していただいております問題があるので、行革審に頼もうじゃないかといふので、これは私が決断いたしました。行革審へお願いした。人数も手ごろであるとか、いろいろ理由もございまして。そこで鋭意やつていただいて、それで税調でいつも申しますような国会の審議を正確に税調にお伝えするといふような感じとは違つて、向こうの方が国会の議論を見ながら、ちよつとまたタイミングが合ったように閣僚会議ができておつてこの委員会ができたわけでございますから、熱心に議論していただいております。

そうしますと、これを答申していただきますと、やっぱり今指摘された部分、これは法制上の問題じゃないか、これは行政行為の中において行われることじゃないかといふものもろの問題の仕

分けというのは、私は閣僚会議で国土庁が中心になって仕分けをして、これは立法でお願ひすべきもの、あるいは行政行為の中でそしやくすべきものというようなものが出てくるのではないかと、うふうに考えておるところであります。

ただ、地方分散の問題がございます。この問題がもう一方に存在しておりますが、これになります。私の若干大蔵大臣経験者の感覚からいいますと、いわゆる概算要求基準決定までに具体的なものがある程度整理されなければいかなぬという気持ち持ちが一方にあることも事実であります。

○志古格君　土地問題、税制もさることながら、土地というのは、日本人が土地というようなものに執着を持ってきた一種の習慣の領域にまで立ち入ってメスを加えなければ、いわば近代的土地法制は生まれない。大仕事だと思えますよ、これは。それだけに、今にわかにはどういう、いつごろ

までにどのような仕分けをして、いつごろまでに立法措置をとるということは約束できぬと思うが、しかしまず始まるのは、予算編成を目がけてさまざまな予算措置やあるいは制度、政策が提起されるという意味では、そう遠からぬときに我々もまたこの委員会での議論ができる、このように期待をしておきましょう。

先ほども言いましたが、本来の役割、この委員会の役割は土地対策にあるんだけど、諸般の事情でそれがなかなかできない、それに専念できない。あいつらは委員会を設けて何をやっているんだんと言われるといささか肩身が狭い。これが土地委員のメンバーの気持ちだろうと思うんだけど、それはいづれ休会中であっても、委員長の采配がよろしければそういう議論の場もあるだろうと思って、その分は後回しにすることにいたします。

ただ私は、この間の十二月のときの委員会では、土地は単なる需給のバランス論だけではだめだ、と。土地の値段そのものについて公定制という概念はあながち間違っていないと。しかも、土地を土地一般で律してもだめなんで、利用形態に応じ

て個々の土地の取り扱いや判断基準を設けるといふことをする。北海道の土地と東京の土地は違ふんですから、住宅用地と工場用地も違ふんですから、田んぼとまた宅地も違ふわけですから、土地を土地一般にしないで、土地の利用に応じてその個別の判断基準というふうなものを法制に盛り込むべきだと。

か、小さな商いの資産用地であるとかというようなもの、これは一種の公定値段にした方がいいかと。そうしたら、公定値段というのは自由経済上受け入れられないみたいなことを言ったけれども、冗談じゃありませんよ。一定の地域を指定してその値段を決めていくというふうなのは、公定じゃないですか。現在の国土利用計画法は事実上の、監視区域については公定値段を設けるといふ制度なんです。

それが憲法上合憲とされているんですから、私の言う土地の公定価格制は憲法上ではそれは肯定されるはずだということを改めて申し上げておきます。まして、やっぱり土地の利用形態に応じて個別の判断基準を設けるということ、課税の場合だって現実にそういう考え方で生活、生業用の資産にはは課税評価も税率も違うわけだし、その辺、のっぺ

らぼうと遊んでいる土地に対してはうんとふんだんにやるわけですから、土地一般じゃなくて個別の判断基準を設けるべきだということをこの機会に改めて主張いたしておきます。

に私はかかってくると思います。日本官僚機構特有の縦割り行政、縄張り争い、こういうふうなものがある以上は期待なんかできないというふうに思います。

一番多極分散になっておるのは政府なんですから、国土はこれからですけれども。逆に政府の方が一極集中にならないとこれだけの大事事はできないということを、私はしみじみ、長官と同僚議員あるいは主務大臣と同僚議員のやりとりを聞いて、その感を強くした。しかも竹下内閣の看板政策策だということだから、その看板政策を実施しよう

という法案であれば、竹下内閣の閣僚たるもの各省庁の縄張り根性などとけちなことを言うところなぬで、この目的達成のために総合力を発揮するのか、しないのかにかかるといふ感じがいたします。元締めに当たる国土庁に金も力もないことはもうわかり切った話なんです。それは長官はなかなか力、量のある方かも知れぬが、役所の世界は金と力、権限がなければ何もできないところなんだから。

という意味で、総理、その点は本来に、これを内政上の重要課題にしてやろうとすれば、あなた自身がまさに先頭になって行政の総合力を発揮しなさい、できませんよ。その点はいかがですか。

○国務大臣(竹下登君) 御指摘の点、私はもっともだと思います。したがって、土地対策閣僚会議を私、総理自身が仕切るということで発足したのもその一つであろうかと思えます。

いう協議会等を現実問題として動かしていく場合、調整機能を持つ国土庁の力というものは大変に発揮しなければならぬものであるだけに、それを発揮し得る環境としてむしろ当委員会等国会等におけるいわば声援のみならずいろいろな鞭撻を賜りたいものだというふうに考えておるところであります。

いつも思いますが、日本の役所の機構というものは、本にある種のシンクタンクとしては相当なものだ、ただし縄張り争いなりせばというようになことを私も思ったことがございます。したがって、そういうもののない中で御鞭撻にこたえて、国土庁がまさに総合調整機能を發揮し、それが發揮しやすい環境を行政府の長たる私も十分踏まえ、ていなきやならぬし、国会の御鞭撻等がその大きい

がらお答えをいたします。
 ○志吉 裕君 いや、こっちへしりを持ってこられ
 ても困るのでね。
 そこで、ちよつと各主務大臣はそのお配りしたた
 資料を見ながらしばらく私の言うことを聞いてく
 ださい。
 私は、行政の総合力を發揮できるかどうか均

衡ある国土形成の決め手になると言いましたが、これをもうちょっと敷衍してみたいと思うんです。第四次を既に数えようとする全国総合開発計画のいきさつを振り返りながら、行政の総合力はどのように発揮されたのかという点に視点を合わせます。

第一次計画以来開発の手法には、時代的な背景量を持ったそれぞれの違いがありました。あるときには工業を中心とする拠点開発を言ってみたり、あるときには大規模プロジェクトを言ってみたり、今度のように情報化、国際化というようなものを背景にしたそういう集積とか、さまざまに時代的背景は違いますが、一貫して分散あるいは均衡ある国土の発展というお題目を掲げたことは確かなんです。

ると、五十年代の前半にちよつと戻り現象はありますけれども、趨勢としては分散の効果はことごとく上がついていない。一貫して集中。かつては三極ぐらゐに集中したのが今一極になつてゐるという状況。その理由というのは、集中集積のメリツトを求める資本の論理、経営の論理といひますか、そういうものもあるんでしようが、逆に言えば政治や行政がまことに無力だったということにもなるんでしよう。

逆に集中集積に力のかしたということだつてあるわけですが、いい例がデメリツトを除くために分散よりもやれ再開発だ、やれデレギュレーションだということ、あるいは税制上の特典だといふふうなことで、都市で公害を起せばその会社に手厚く公害防除の税制上の特典を講じれば出ていかぬでそこに居座つていくわけですから、集中はむしろ進むわけですよ。あべこべのことをやつてきているんですよ。もう一つは、総合計画とは名ばかりで、行政の縄張りには固執して総合力が発揮されたためしがないというのが、私は一貫して分散をうたいながら集中が進んだという大きな理由に挙げられるとも思います。

各省庁は、先ほどもちよつと二、三の大臣に聞いたんです、新しいプログラムが出てまいりますと、都合のいい部分だけをつまみ食いして、自分が今までやつてきたことをちよつと変えもせぬで、ああ今までやつたのは今度の新しい計画のものだなんてなことを言うて、つまみ食いしていたんじゃないですか。大体総理、ちよつと考へてみなさいよ。総合開発計画というふうなものは閣議決定等を経て出てくるんでしよう。行政のトップにある総理大臣みずからが、総合計画と言われるものにどれほどの注意を払つたんでしようね。一体どれだけの関連があつたかわからぬが、第二次計画が出ると田中首相は列島改造論、第三次の計画が出ると大平総理は田園都市構想、第四次が出ると竹下総理はふるさと創生論、そうでしょう。ですからそういう名前をついた事業というのが今お配りした資料に残つておるんですよ、いろいろ

と。

なぜそうなるのかというところ、そういうものが出てまいりますと、苦勞してつくつたであらう総合開発計画なんているのは横つちよに置きまして、当面行政のトップが言うそういう構想論に迎合して、どこの省もネーミングだけそれに合わせて、自分が今までやつてきた仕事をしつかり握つたままそれを継続しているわけですよ。

これは自治大臣に聞いてもらいたいが、自治体の側にも問題なしとしない。地方の時代を提唱しながら、みずからは創造する意識が希薄で、新しいネーミングの事業の取り合いを演じて、ひたすら中央へ利益を運ぶ選良と結んで補助金取りにきゆうきゆうとしておつた。自分の地域を創造する、総合的にプランニングするという、そういう意欲に乏しかったというふうなことが言えるわけだ。

今申し上げた資料を見てください。これは総理、我が優秀な調査室のスタッフが一生懸命とめてくれたんです。私も見てびっくりしちゃつたね。国土づくり、まちづくり、地域振興、いろいろ名前がつくかもしれないませんが、一口に言うとも極分散型国土形成だ、のための法律も予算措置に基づく事業もこんなにいっぱいあるんですよ。

私はどれとどれがどう違うのかわからぬ。例えば田園都市構想モデル事業というのは国土庁の所管の予算措置等によるものとなつています。これは三全総が出たときにたまたま大平さんが田園都市国家構想を述べたので、その名前を使うと大蔵省あたりの通りがいいかなと思つたのかかわからぬがね。そうしたら、これと似たようなことを自治省あたりも、何とか構想とか何とか構想と。今度竹下さんが「ふるさと」ということを言うたら、その前からあつたのかもしれませんが、建設省、ふるさと川モデル事業、自治省、ふるさとづくり特別対策事業と、これはしばらくふるさとばかりだね。

こういう形で、私はこの仕事の一つ一つはそれなりの地域づくりに役に立っていると思ひます

よ。しかし、それを総合的に何かの一つの目標、一つの目的に位置づけておる仕事はだれがやつて

いるんだ。そして、例えば新産業都市なら新産業都市というのがありますね。これを一例にとりますと、これは第一次の総合開発計画で、どつちかというところを産業等を中心にする拠点開発構想だつた。それが時代の推移、変遷に伴つてそのような構造変化が起きてきて、今度の各地域における拠点振興というふうな転化をするわけですね。

そうなつてくると、時代の役割を終え遺物となつたようなものには改廃が行われなきやだめですよ。遺物になつて荷物になつておるのであれば、荷物の落ちつき場所を探してやらぬといかぬですよ。そういうふうな一種のサンセットとでもいいますか、そういう作業調整はどこともやつていない。役所というところは病氣でありまして、一遍握つた仕事は時代の役割を終つて、別の名前に変えて残す癖があるんですよ、これは。こういうものについて総合調整、進行政管理、サンセットというふうなものが行われぬ限り、一次の二次が乗つて、二次の上に三次が乗つて、膨らむばかりなんだ。

この問題を総理、あなたがじきじきに指図なさるか、進行政管理役を設けるか、点検をなさるかしなければ進みませんよ。どうですか。

○国務大臣(竹下登君) 調査室で作業していただいたとおっしゃいましたが、私もこの種のことを整理いたしてみまして、その総合調整をどうするかというところで、この地域立法に関する問題等を含め国土庁でこれはやらねばならないという考へ方に立ちまして、したがつて今度の法律の中の地域開発の協議会というのがある法律に基づいて、この町の開発計画が出た場合、これは、この法律に基づく道路計画は何年ごろに予定しておる、これは、この問題については直ちに予定しておる、そういうふうなものを総合調整して一つの目的達成のために最も機能するのが協議会じゃないかな、こういうふうな考へ方で、この法律自身の作成過程

程においてそういう感想を持つておつたことは事実でございます。

大体、私も感じておりましたのは、まずはいわゆる全国総合開発計画、昭和二十五年でございましてから本当にまだ国会といへども、あるいは行政府といへどもGHQの間接統治下にあつたような時代からこういう計画がなされ、さて結局私反省してみますのに、その後列島改造論が出て、そうして今おっしゃいました田園都市構想というふうなときには当時私も大変に情熱を燃やしたわけでございます。「田園都市構想」というポスターが出ておつて大平総理の顔が真ん中にありますと、本当に田園そのものの顔のような感じもいたしまして物すごい気持ちを持つたことが、私もそういうところの出身でございますので、あつたことがございます。

したがいまして、それらの問題は最終的にはこれは内閣一体、特に内閣が調整機能を持つておりますのでこれでやらなきやならぬと思つておりますが、この法律に基づくのもろもろの関係については、国土庁自身を全体が国会を含め御鞭撻いただくことによつて、その効率を上げていかなきゃならぬというふうな考へております。

もう一つ感じておりますのは、したがつて昭和五十五年までは大体日本語でございました。日本語と言つておかしうございしますが、片仮名も日本語でございましてけれども、五十六年、五十五年にも大蔵大臣をしておりますが、あのころからいろいろ片仮名の予算が出るようになってまいりました。私の英語力もなかなかにこれに迫りつけないはど片仮名の予算がでるようになってまいりましたが、そういうものを合せてやればきちんと機能するような総合調整機能、これの国会からもバックアップをお願いしたいという気持ちであります。

○志苦裕君 私の時間も終わりますますが、そこで各大臣、一言ずつお伺ひしたい。私は、本當の意味で多年の念願である均衡ある国土の形成をするには、各省庁が縦割りとか縄張

りとか従来の仕事の行きがかりとか、そういうものを越えた行政の総合力を発揮するためにそれなりの力を発揮せぬといかぬということを指摘しました。そして今までのいわば遺産のような蓄積がこんなになつてゐる。これが役に立たぬとは言わないが、おのずから系統的に整理するものはない、全体をどこかの局で進行管理するものはない、時代の役割を終えたものについては新しい施策に、古いものの落ちつき場所を探して新しいものの開発をするというふうなことをしなければこれはやめていけないということについて、ひとつそれぞれ御所見をいただいて質問を終わります。

○国務大臣(内海英男君) 御指摘の各省庁ごにいろいろとこういう計画があることも事実でございますが、近々国土審議会を持ちましてこれらの法律につきまして、余り現在では効果のないもの、あるいは引き続きやっていかなきゃならぬもの、こういうような色分けをしてすきとしたものに改めたいと思つております。

先生御指摘のように、日本の行政は縦割りと言われておるような形でございますが、新しいこの多極分散型国土形成法案につきましては、国会の御審議を踏まえまして、先生方の御意見等も十分お聞かせいただきましたのでそれらも十分配慮の中に入れて、がっちりとしたもので推進をいたしたい。これは当然竹下内閣の内政上の大きな重要な施策の一環でございますので、総理の指導力もおかりいたしまして、所期の目的達成のために全力を挙げてまいりたい。

以上でございます。

○国務大臣(越智伊平君) お説のような縄張り争いがあつては大変であります。午前中の御答弁でも国土庁長官から予算は十分持たないというお話がございましたが、十分国土庁とその他の各省庁とも連絡をとつて、この法案の趣旨に沿うように努力をしてまいりたいと思ひます。

○国務大臣(佐藤隆彦君) 午前中もちよつと触れましたけれども、縄張りがあつてはならない、それを超えて最善の努力をいたしたい。そして農村に

活力がある多極分散型というものが定着をしていく、そのための一環としての農政というものが推進される、こういう考え方で努力いたしたいと思つております。

○国務大臣(石原慎太郎君) 四全総の骨組みであります新しい時代の新しい高速交通網というのは、部分的には建設省の部門もございまして、また自治省などと相談しながら、どういう分担で行うか、いろいろの問題がございしますが、これはやっぱり性格からいっても運輸省だけでできる問題ではございません。これから関係省庁と緊密な連絡をとりながらそういう実現を果たしていききたいと思ひます。

○国務大臣(梶山静六君) 委員御指摘のように、どちらかというときまでの地方自治体は各省庁の事業を、よく言いますと選択をし、それを地域のものと消化してきたために、ある意味で独自性がなかったという反省もいたさなければなりません。

今ちょうど地方自治が充実をしてまいりました、これからはどちらかという地域独自の自主性、これを最高限度に発揮できるようにどうすればいいか、それには御指摘のように分権やあるいは財源措置をどうするか、こういう問題をひくるめて、特に受け皿である自治省としては各省庁の縄張りをはたなくしてむしろように懸命な努力をしてまいりたいと思ひます。

○志苦裕君 終わります。志苦君の質疑は終了いたしました。

次に、下条君の質疑に入ります。下条君。

○下条進一郎君 ただいま同僚議員の質問に對しまして、大平総理のお話は田園都市にふさわしいというお話がありましたけれども、竹下総理は大変日やけてお元氣そうで、日本の顔としても大変に頼もしいように存じます。

そんなことで、承りますと、六月三日にはロンドンで日米首脳会談があるやに承つておりますが、総理はそれに対してどんなような御決意や御

構想をお持ちで御出席なさいますか、お尋ね申し上げます。

○国務大臣(竹下登君) 今度、今報道されております日米首脳会談、実は少し話が長くなつて申しわけありませんが、私自身、この国連特別総会に行きます際に、レーガン大統領あるいはゴルバチョフさんがその総会にいらしてある機会があるならば、そこで首脳会談といひますか、お会いしたいというような希望を持っておりますが、たまたまその時期がまさにモスクワで米ソ首脳会談が行われるわけでございます。そういたしますと、そのときにお会いすることができませんので、その後ヨーロッパへの私の訪問日程がございまして、その間に許されればお会いする機会を得たいというふうなことを、まあレーガン大統領とお会いしたましてもほかの国の場所を借りるわけでございまして、その辺のことも気持ちの上で配慮しながらいろいろ折衝してまいりました。米ソ首脳会談からの帰りにロンドンでお会いできる、こういう日程がとれたわけでございます。

したがって、当初考えておりました主目的とでも申しましようか、それはやはり米ソ首脳会談の問題を率直に、どういふ結果になるかいろいろな予測が出ておりますけれども、大統領の口から私の耳へ聞かしてもらいたいという極めて素直な気持ちでお願ひをし、それが実現しそうな傾向になつたというふうな考えておるところでございます。

○下条進一郎君 ありがとうございます。

それでは法案の方に入らしていただきます。現下の土地の高騰、これがいろいろな施策を講じた結果ようやく鎮静化の兆しを見せてきた、こういうことでありますが、政府としては中長期的な政策の一環といたしまして、一月二十二日に閣議決定をして、政府機関の移転再配置を決定されたわけでございます。新聞等によりますと、ちらほらいろいろな候補の土地が出て、あるいはまた機関が出てくるということでありまして、現在この重要な課題がどのように取り運ばれておるか。

また将来の最後の見通しといたしまして、いつごろ最終的な答えが出るか、この点についてお尋ね申し上げます。

○国務大臣(竹下登君) あるいは正確を期すために国土庁長官からの答えが適切かと思ひます。たまたま私もこの問題につきましてはたびたび報告をいたしておりますので、私が消化しておる範囲のことで申し上げてみたいと思ひます。

今お話がありましたように、いわゆる方針というものは決定したわけでございます。そうして幹事会等をつくりまして、今四省庁と申しまして内閣では内政審議室でございます。それから国土庁、総務庁、大蔵省、この四省庁でそれをさらに詰めをしていただいております。可能なことならばごく近い間隔でさらに四省庁の詰めについての方針の拡大を御了解いただきまして、そうして今度は個別省庁との折衝に入っていくというふうな手順、その後今度はいわゆるリストを先生方の前にお出ししなかなぬというふうな考え方をしておりますが、それらのことが今私の念頭にありますのは、先ほども申しましたように、概算基準設定までにそのところまではいかなきゃならぬというふうな思つております。私自身から各関係の皆さん等に申し上げなかなぬのは、いわばそれぞれの事情もあるがこの統一した方針に従つて最大限の協力をしてもらいたいという要請も、近々行われる会合でしなかなぬことだというふうな考えておるところでございます。

○下条進一郎君 大変大事なことでございますので、ぜひこの問題に積極的に取り組んでいただきたいと思ひます。そこで、この問題が出てから、これに関連いたしまして遷都論というものも随分方々で取りざたされております。大阪だ、琵琶湖だ、仙台だ、松本だといひます。これは問題を大きくするためでございます。これは問題を大きくするためには、ある程度関心を高める意味において意義があるろうかと思ひますが、私はやはりこういう問題は、原点に立ち戻つて、どういふふうに首都機能

というものを考えていくことがまず一番最初に大事ではなからうかと思ひます。

例えば、東京に集中する、こういうことでありますが、一体東京になぜ集中するかと、やはり国際的な世界の中の日本、その首都としての東京の機能、それからまたアジアにおけるNISCの兄貴分としての東京、そういう機能、そしてまた日本の中の首都である東京の機能とか、こういういろいろな機能があらうかと思ひます。そういう意味で、東京が今持つておる首都機能、あるいは本来の理想的な首都機能というのはどういふものであるべきかという考え方と、それから一方それに対して、首都においてはもう必要がない、むしろほかにあつた方が活用される、そういうもの、それはどういふふうに整理していったらよいのか、そういうものの基本的な構想を總理から伺ひたいと思ひます。

○國務大臣(竹下登君) いわゆる首都機能、こういうことになりまして、首都といふものの定義は何ぞや、こういうことになると思ひます。それについて明確な定義があるわけじゃございませんけれども、常識的に諸外国等の事例から考えますならば、国会、中央省庁、こういういわば政治、行政の中心となる機能を備えているものというのが首都ではないか、こういうふうに考えておるところであります。

それに、いわば統制経済からあるいは政府主導型とでも申しますか、いろいろな経過を経た当時の時代から、産業機能等々もこれがその行政機能を中心にして集中してきたという傾向があるのではないかと。それで、それではいけないというふうなことで、例えば工場とか大学の増設を制限したりしたこともございます、それからやっぱり顯著な例としては筑波研究学園都市というものが長いことかかりました、しかしながらあれはやっぱり確かに新しいすばらしいものができたなと私も思つておりますが、そういういろいろな努力を積み重ねて今日に至つておりますので、いわば行政機構というもの、東京都区部にあらな

ればならない必然性のないものはやはりそれぞれ分散した方がよいんじゃないか。

そうしてさらに産業、それからやっぱり教育でございます。よく東大を移せという話がございますが、東大が鳥根県へ来たら東大と言えなくなりまして、その辺のネーミングの問題は別問題といたしまして、やっぱり教育といふものの分散というふうなものも当然考えられなかならぬだらう。

そういう頭の整理をしながら、一方、今もおつしやいましたように、それを機としていわゆる首都移転問題というのがクローズアップした。国民次元でこの問題が議論されるようになったということは、私は不自然でもありません、今御指摘なさいましたように、一つの流れを象徴するいいことだと思つておるわけでございます。

ただ、これについてはやっぱり今度は、いつも申しますように、いや展都だ、遷都だ、分都だ、いろいろございまして、そういう言葉の整理も逐次なされておりますけれども、国民生活に影響することが余りにも大きい問題でございますので、今輕々に私自身が内閣として、このような首都移転をも含めた計画を考えておりますということとまでは率直に言つていけない。そういう環境というものがどう熱していくかということ、これからそれはそれとして終始しながら、その問題と関連なく、都区部に存在する必然性のないものの移転とか、分散とか、そういう問題に力をつけるべきではなからうかというふうな考えでおります。

○下条進一郎君 これに関連いたしました、多極分散といふものを、いわゆる入れ物の移動といふような物の考え方とあわせて、その中に入る人間の機能、そういうものをやはり考えなければならぬ、こう思ひますけれども、そういう場合には非常に地道な道をたどらなかならない行政改革、そういうものの一環としてきちん

と位置づけしながら事を運ぶ必要があるのではないかと、こう考えるわけでございます。

現在、中央集権が非常に偏つておる、こういうことの一例といたしましては、年末における予算の陳情でこの體が関はつた返す、あるいはまた地方でいろいろな事を運ぼうとした場合の許可が非常に厄介で、申請書を何十もつくり、そして中には東京へたびたび足を運ばなかならないといふようなこともありますので、それから、そういう意味においていろいろな規制の緩和といふものも相

當思ひ切つてやる必要があるのではなからうか。また、国土の有効活用という点から考えましても、従来の画一的な物の考え方ではなくして、例えば建物の場合を考えましても高さの制限の問題あるいは消防法上の規制の問題、あるいはまた道路、河川の規制といふものが、こういう時代にはそれぞれもう見直していく必要があるものが出てきておるだらう。

そういうことで、思ひ切つてそういうものを地方に権限の移譲できるものは移譲していくということになりますと、おのずからこういうものの一極集中といふものが多極分散にはずみがついていくだらう、こう考えるわけでありまして、その地方への権限移譲の問題については、どのような

にお考えでございませうか。
○國務大臣(竹下登君) いわゆるデレギュレーション等をやることによりましていわば行政事務そのものを簡素化し、それがひいては行政コストの低減にもつながるといふ問題と、それから今おつしやいました行政の権限そのものを地方に移譲することによつてのいわば行政経費の節減と、私はもう一つは消費者コストの節減にもなるんじゃないか。

その消費者コストの話をしましたら、いや、内需振興に反するんじゃないか、むしろ陳情団が来て内需を振興しているんじゃないかというふうな話をなさつた方もございましたが、しかし、消費者コストといふものがこれからの行政改革といふものにやっぱり一つ入れられなかなかならぬのじゃないかな。何か今経済審議會で審議していただいておる中に、そういう趣旨のことの発言があつて入

れていただけるような報告を聞きまして、やれやれありがたいことだと思つておるわけでございしますが、したがつて今度はさらに、昨日でございした、地方制度調査会からまた、これもきちんとした法律に基づく調査会でございますが、私どもに報告書を、答申でございしますね、いただきますして、なるほど残つておるものを一つ一つ掲げておられました。これらのことはもう移譲すべきじゃないかと。

私ももつともだと思つたものもたくさんございまして、従来の臨時行政調査会から指摘を受けたもの、そして今度は臨時行政改革推進審議會になつてから指摘を受けたもの、その中でやつたもの、やらぬもの、いろいろ整理してきておりますが、これらのものをも含めて昨日答申を受けたものもさらに精査いたしました、これらは各省別に、内閣と總務省が中心でございしますが、お呼びしたりして、自治省との間の調和を図つていけばある程度ものは進んでいくんじゃないか、そういうのが地味な地道な行政改革といふものじゃないかと、こういうことについては、全く意を等しくいたしております。

○下条進一郎君 そういう面の影響として、地方分散が行われていくわけでありまして、首都機能が要らなくなつたものを地方へ持つていくという、地方の方は要らぬものを受け取るのかと、こうなることは私は余り好ましくない、こう思ひます。

そういう意味において、總理が言つていらつしやいますところの新しい国づくり、ふるさと創生というその目標をはつきりさせていたで、その中で、例えば研究機関の移転等の問題につきましても、従来の研究機関はそのままでない。今度移転する研究機関につきましては、二十一世紀に向かつてどういふようにその研究機関が發展していくものであるか、それらを長期的な見地から組み立て直しまして、そして新しい意味での研究機関の移転になる。そしてそれを起爆剤として地方の都市が發展していく、そういうような構想を

打ち立てながら地方分散を図っていただきたいと思つてございしますが、その点はどういうようにお考えでございしますか。

○国務大臣(竹下登君) 先ほど自治大臣からもちよつとお話があつておりましたが、私が申ししておりますふろと創生というのは、いわば中央でいる人なメニエをつくらせて、これに合致したようなものがあれば計画を立てて、どうぞ幾ばくかの補助金も用意しておりますからいらつしやいまして、このものであつてはならぬと。その地域地域の伝説とか特徴とか歴史とか、そういうものを重んじながら、その地域の方々が参画した青写真を協議会等を通じて政府がどのようにサポートすることが出来るか。こういうような方向で進めたいと思つておりますと、それに対してマツチするであろうあるいは研究機関でございしますとかいふものも、その地方への定着が、その青写真を描くのに非常な中核としての大きな役割をなすんじゃないかというようなことは私自身も考えてみております。

今までも、あるいはこの地方はあれがあつたからそれを中心にして築いてきたんだというところ、いわば研究機関であるとかあるいはたばこの工場であるとかそういうものがそういう実を上げた例もないわけではございませんだけに、可能な限りそういう地方分散していくものがその地域の核的要素を持ちながら青写真を描いていただければ土台になれば大変幸甚なことだというふうに考えております。

○下条進一郎君 そこで、いろんな構想の中から地方に政府の機関がそれぞれ移つていくというところを想定いたしますと、それらがぼつぽつと方々にあつたのではなかなかその機能は発揮できない、その意味においていわゆる高速交通道路網の整備ということは非常に大事でございします。また、それが徹底すれば地方においてもこのままでもどんどん大きなメリットが出てまいりまして、高速道路のみならず、新幹線あるいはリニア

モーター、さらにはまた便利で簡便なコミュニティの空港を随所に建設していくというようなことで、それらを全体の国のネットワークとして組み立てていくということが大変必要だと思ひます。そして、すべての地域がそれぞれ競争しながら発展して個性を生かしていく、こういう姿がこれからのいわゆる日本全体の発展の一つの姿として望ましいのではなからうかと思ひますが、こういう点について二、三の関連で御質問申し上げます。

整備新幹線、これはもう各地域全体に希望が非常に高いわけでありまして、例えば一例をとりますと、東海道新幹線はかなり消耗が激しく、その代替線というものが強く望まれる時期が目前に迫つてゐる、こういうことから考えますと、北陸新幹線その他を私は整備を促進する必要があるのではないかと、今の構想とあわせて考へるわけではございません。八月までに何らかの答申が出るという事になっておりますが、毎年これは延ばし延ばしになっております。こういうことでは非常に残念でございします。今回はこういう大きな構想とあわせてこの問題の解決に早急に取組んでいただきたいということが一つでございします。

それからまた、高速道路、この間の大型連休ではもうほとんど渋滞でどうにもならぬという状態になりました。これは二車線が非常に多い、こういうものを三車線にするとか、あるいはワシントン・ニューヨークのターンパイクというのは二階建てになっております。二階建てなら用地買収が要らないわけですから、トンネルとか橋のところは困りますけれども、そうでないところはそういうふうにして解決していくというようなことができないかどうか。また、日本のような領土の狭隘なところでは思ひ切つて大深度の地下鉄の建設を考えていったらどうか、このようになことで幾つか問題があらうと思ひますが、ひとつ問題の解決についてどのような御所見をお持ちでございしますか、お願ひしたいと思います。

○国務大臣(竹下登君) いわゆる日帰り圏とか、あるいはそういう高速道路体系への一時間以内のアクセスとか、そういうことが言われてきております。それは私もそのとおりだと思つております。

基本的な問題が幾つか例示されてのお尋ねでございしますが、その中で新幹線整備に関する問題につきましても、確かに長い間後送り後送りということになっております。したがって、いわば今政府・与党等におかれて濃密な作業を進める段階に來たという報告を受けておりますので、それこそ八月末まででございしたか、それに結論が出ることを私どもも強く期待してゐるということでございます。

それから何車線かに拡充していくという案は、これはそれぞれの道路網の中で計画が行われて進められておるといふことも承知しておりますが、二階建て高速道路というのは、これは私も建設大臣の経験はございしますものの、かなり古い建設大臣でございします。実際に行動としてみると、私は単純にトンネルへ入るときにこのところから上が通らなくなるんじゃないかというように単純な話をしておりましたが、環境上、技術上なかなか難しいものだといふことは聞いておりますが、専門的知識を持つておるわけじゃございせん。道路整備そのものにはおっしゃる通りに賛成でございします。

それからいわゆる大深度地下の公的利用の問題、関心を持つて私も承らしていただいておりますが、まさかこの下を掘つてみてブラジルまでいわば財産権が生ずるとは私も思ひませんし、適切な判断が、この間運輸大臣からも話を聞いたことがございしますが、行われるのは大変好ましいことではなからうかといふふうに考えております。

いささか常識の範囲を出ない答弁でございした。これはあるいは建設大臣、運輸大臣からお答えするのが適切かと思ひます。

○下条進一郎君 以上で大体項目の質問を終えた

わけでありまして、今回の政府機関の地方移転ということとは多極分散の構想を実現する上におきましても大変大事なことではございます。また、それには、先ほどの総理のお話にございましたような基本的な構想、そしてまたふるさと創生という大きな夢を描きながらぜひ前進していただきたい、こう思つておりますが、これにはいろいろと障害が伴うことは当然でございします。機能的にそれは可能かどうかとか、あるいはいろいろな歴史があります。

しかしながら、やはりこの問題を手がかりとしてこの多極分散が必ず実現するものであるといふふうには信じておりますので、ぜひともこの問題の取り組み方については、非常に困難があらうかと思ひますけれども、ぜひかたい決意で臨んでいただきたいと思ひます。総理の最後の御決意を承りまして、私の質問を終えたいと思ひます。

○国務大臣(竹下登君) 先ほど志苦さんへのお答えにも申し上げましたが、私どもも不転転の決意でこれに臨みたい。新聞紙上でも、また腰砕けでございしますとかあるいは、抵抗によつて挫折か、でございしますとか、そういう記事を読みますと、私自身も顔には出しませんが決して愉快ではございません。

したがいまして、全精力を傾けてこれが実現に邁進いたしますので、客観的な立場から本委員会を初めとする国会の御支援を心からお願ひいたします。

○下条進一郎君 ありがとうございます。

○委員長(河本嘉久蔵君) 下条君の質疑は終了いたしました。

次に、馬場君の質疑に入ります。馬場君。○馬場富君 きょうは総理も出ていただいておりますので、今までの質問の中で重複する点もございしますが、締めくくりに意味でひとつ御答弁賜りたいと思ひます。

総理は先般、四月二十九日から五月九日にかけてましてヨーロッパを視察されました。イギリス、

西ドイツ、イタリア等を訪問され、各国の首相と懇談されまして、その中でやはり日本の内需拡大への非常な大きな期待の声とあわせまして、総理のふるさと創生論が大変論議を呼んだと聞いておりますが、どのような点が評価されたか御説明願いたいと思います。

○国務大臣(竹下登君) 先般の訪欧の際、ふるさと創生論を政策の一環として説明したというほどではございませんが、私の書物等がそれぞれの国の言葉に訳されまして、いろいろお読みになっていただいたようでございます。やっぱりヨーロッパ諸国も、それぞれの国によってニュアンスの相違はございまして、いわば経済成長というものをやってきたが、物の豊かさの中にお互いの政治家としての尺度を置き過ぎて、心の豊かさというものが欠けておったのではないかと反省からいたしました。私の「ふるさと創生」というようなことに御関心をいただいたのではないかと。

ただ、若干の相違がございまして、なかなか英訳等が難しい言葉でございまして、例えばネーティブプレスということになりますと、自分のルーツというような感じを持たれる人には必ずしもその訳は適正でない。一番訳語のびたりするのはやっぱりドイツ語のハイマートじゃないか、こんな表現がございましたが、大部分はフルサトというような言葉を使っていたら、だんだん言っておる意味が理解されておるとすれば私にとってうれしいことだと思っております。

ちよつと長くなりまして申しわけありませんが、ついでの機会に申し上げますと、例えば西ドイツの商業地が一番高いところが一平米、日本円に換算してみても七十八万円だなどという話を聞きますと、ちよつとこの土地問題については向こうになぜ上がったかという説明も難しいし、向こう自身も理解が難しかったんじゃないかと思つて帰りました。

○馬場富君 特に、ローマ法王との対談の中で首相の「創生論」がかなり評価されて、社会的、経済

的的な目標でもあるが同時に人間の心とモラルの問題である、正統な価値を含むものだ高い評価をされたそうでございます。外国でも褒められたわけでありまして、日本の国民も大きな期待をかけておりますが、今、国会での土地審議もいよいよ最終を迎えておりますけれども、この法案につきまして、総理が大きな期待をかけられた総理の創生論とあわせまして、やはり実行という二文字が総理の肩に乗っていかけていますことについてひとつ御所見を賜りたいと思います。

○国務大臣(竹下登君) まさに、本法律案をつくって、もって御審議いただくという気持ちでプッシュしていただきましたのは両院における国会の委員会であつたと思ひます。そうして、そのできた法律案をこの場で審議しようということを決めたのだのも国会であります。したがって、今の馬場さんの御鞭撻にこたえて、私どももろんな障害を排除しながらこの問題に取り組んでまいりますので、どうか国会におかれましては私どもを心からお願ひいたします。

○馬場富君 訪欧されました総理、ヨーロッパで見た経済大國日本をどのように見られたか、またヨーロッパと比較して日本の生活、土地、住宅事情等についてどのような感想を持たれましたか。ヨーロッパから見た日本という立場で御感想をお述べいただきたいと思ひます。

○国務大臣(竹下登君) 総じて若干具体的に申し上げますならば、イタリアは今経済状態が私どもがかつて予測しておたよりもいいようでございます。したがって、特に今後日本の技術関係の資本進出等が好ましいという感じを受けとめてまいりました次第であります。そして、最初経済で申し上げますが、英国におきましては、これはまさに日本の進出企業の労働関係というものがイギリスのかつての労働関係に衝撃を与えてくれて、それによつて今日のイギリスの経済成長が、急速な成長でございまして、かつてに比べればある、こういう認識であります。それから西ドイツ

の場合は、お互いハイテク等の技術水準はある程度あるわけでございまして、これが提携問題というように、経済の問題では大変な問題であります。経済の問題に限って申し上げますと、向こうからこちらを顧みてみますと、その中にまだ貿易のインバランスもございまして、

と同時に、ヨーロッパのあのグループを三億六千万と数えまして、アメリカを二億三千万と数えまして、日本を一億二千万と数えまして、それを三角で結んでみますと、余りにも日欧関係というのが他の二極関係に比べた場合に、経済交流等も少ない。可能な限り、少なくとも心の持ち方としては三角形の関係にするぐらいな持ち方の方で対応しなければならぬ。それに対して向こう側は、それに期待を持つとともに、日本自身も一層のいわゆるオープンマーケットを含めたそうした問題を期待するという空気が強かった。

経済問題に限って申し上げますと、そのような感じを受けてまいりました。

○馬場富君 かつてECでは五十四年にEC会議で、ウサギ小屋よりひどい住まいに住む仕事狂いの日本人と酷評されました。我々日本人といたしましてこれは非常に厳しい言葉だと私は思つて受けておりますが、彼らのこの言葉を、総理は現在ヨーロッパを回られて、ジョークとこれを見てとられましたか、それとも忠告と見てとられましたか。この点をお聞かせ願ひたいと思ひます。

○国務大臣(竹下登君) ウサギ小屋と呼称した原点というのがあるようでございまして、私どもちよつとそれを今忘れましたが、私自身はその原点であるという感じが、やっぱりなお私どもが衣食住の中の住問題についての国民の幸せ感がヨーロッパのそれと大変に違うというような警告として私自身は、原点の問題は別としまして認めたわけでございまして、したがって、やはり地価問題という点について各国の事情等も、それは首脳会談に限らずでございまして、できるだけ私なりに知識を持とうと思つて歩いてき

た、こういうことでございまして。

○馬場富君 ちよつと総理がEC訪問を終えて、そのことと同時に日本の国土のこの土地の問題とあわせまして、私はやはりウサギ小屋に住む日本人と言つてくれたあの言葉は経済大國の今の日本に与えられた立派な忠告だ、こう受けとめるべきだ、こう思います。例えば、今の日本はそのとおりだからであります。

東京の地価は安定したといつても、やはり高値でありますし、サラリーマンの人々の住める地価ではないといふことは国土白書にもはっきりとその点が言われております。先日私は新聞社のグラフを見ておりましたら、十八年間まじめに勤めたサラリーマンの人が、家を買うほどの力はないが、これほどまでにマイホームの夢をなくした現実といふのを総理はどのように認識されておりますか、しかとお伺ひしたいと思ひます。

○国務大臣(竹下登君) 御党のいわゆる土地基本法の概要というふうなものを、少し古くなり、数カ月前でございましてけれども、読ましていただいたことがございまして。一つは、あれはかつての経済企画庁の数値も下敷きにしていられしやいまいしたが、いわば年収の五倍とかあるいは月収の二〇%とか、そういうところで住宅を持てるようなことが一つの理想像として描けるべきではないかという趣旨の発想でございまして。私もそれはもつともだなどという感じでもつていろいろ勉強させていただきまして、今おっしゃいましたように、東京の都心商業地に端を発した地価高騰によつて地域の格差はこんなにできておりますので、私は言うはやすく行いはかたいというのは本当にこれそのものだ。そうすると、中長期的に見ると、やっぱりいわば多極分散ということを政策課題の柱として掲げなきゃならぬという考え方になつて、このようにして御審議をお願いしておるというのが実情でございまして。

確かに、おっしゃいますように、今ちよつと間違えましたが、西ドイツの中の商業地が一番高い

ところが平米当たりでございましたが、七十五万なんというんですから、そして東京の地価の話が出ますと私は、これは冗談でございすけれども、ついでにこの国の大使、帰任しておられる大使の方が、余り私の大使館の土地の値段が高い高いとおっしゃってくださいますな、あなたはいつも大蔵大臣とお会いになりますから。売って高値にしたらどうだと言われますと私の方が困りますからなどという冗談が出るぐらいな感じでございます。

これは一人当たりとしての平地面積の相違もろろございすけれども、この異常な地価問題というのは必ずやこれは政治の課題として解決しなきゃならぬ問題だという問題意識は持つております。

○馬場富君 問題意識を認めていただきました、やはりこれらの人々が安心して住める東京にしなければならぬ、それが今日の一つの大きな政策的課題だと思ふんです。

だが、国会、この土地問題も昨年から行われまして、今多極分散型法案一本で終わろうとしておりますが、これもかなり訓示規定が多くて、いろんな各方面からの批判が、この急速な異常土地高騰に対して具体策がないという批判が非常に強いわけですね。だから私は、この最後の土壇場でもいいから、こういう問題についてそういう人たちのために一言、こういうことをやりますということだけは言わなきゃ相済みぬと思ふんです。そういう点でひとつその問題等について、そういう人たちが安心して住めるための具体策をお示し願いたいと思ひます。

○国務大臣(竹下登君) 確かに審議していただいております法律案は、いわば基本法と称しておりますが、私自身が最初手をつけてみて、あるいは御審議いただく先生方の方から見ていけば精神規定が多いんじゃないか、訓示規定がないか、本当にこれが実行ということで成果が上がるのかというような疑問も持ちながら、御鞭撻をいただいて今日に至つておる問題であると思ひます。

そこで、今できる短期的なものとは何か。確かに税制改正等幾ばくかのものはやりましたが、私はやはりいわゆる住宅対策というようになことでこれから第五期の住宅建設五カ年計画、これに基づいた措置等を着実に実行していつて可能な限りそのようなニーズにもこたえていくということを御説明申し上げることが今日の少しなりともお答えになるのかなと、こういう感じでございます。

○馬場富君 この間発表された白書では外国と日本の土地並びに住宅制度の相違が示されておりますが、土地制度の各国の特異性によるものとしてこれが理解されておりますが、ここで私は、お互いに特異性があるからおのおのという考え方やなくて、日本と外国との土地並びに住宅制度問題を総括めぐりしてみまして、先進諸外国と日本とはつきりした相違点が一つあるんです。

それは、諸外国では住宅については他の目的の建物とは別に住宅優先の制度が明確にされておるといふことです。法律で定められておるといふことで、日本にはこれがないといふことです。日本の憲法にも住む権利がはつきりと保障されておりますし、これは基本的人権であります。この点について、今この国会で少なくとも私は、そういう住宅に困つた人々のためにやはりはつきりとそういう方向性を出す必要があると思ひますが、総理、いかがですか。

○国務大臣(竹下登君) 今おっしゃいましたいわば憲法における生存権の最低保障というものが生活保護であるといひましたし、その中の大きな比重を占めるものが住宅で、住むところといふものであるという問題意識は私も持つております。それといま一つ、いわば財産権の問題との調和といふことから今日までいろいろな既存の立法の中で私権制限されたものもたくさんございすますが、そういうことが今日に至つてきたと。そうして諸外国との差は単なる面積の差ばかりではなく土地に対する考え方の相違といふものもあるような気がいたしてなりませんので、今の御提言といふものを念頭に置きながら、私は私なりに土

地に対する基本理念といふものを打ち立ててみたといふふうに考えております。

○馬場富君 先ほど私も説明しましたように、日本人の土地に対する特異性というのは外国と違つたものがあります。またそれは具体的な神話的なものもあります。これは十分認めておまして、私はここでそういう制度や日本人の考え方をすぐ変えようといふことじゃない。土地の公共優先の制度改革については国民的コンセンサスを必要とするために時間がかかると思ふんです、これは私も認めます。

だが、ただいまの東京の土地高騰によって急速に解決しなきゃならぬ最優先課題というのは、東京圏に住む人々が安心して生活できる住宅の建設です。このために私は、先般の本会議で言いましたが、シンガポールは東京よりも高い人口密度の中で安い家賃の住宅があります。これは世界の模範の例です。それはなぜかと申しますと、公的住宅が八割を占めているからです。日本は今公的住宅は割です。

だからここで東京に公的住宅を大量につくるとは、先ほど総理がおっしゃいました日本人の土地に対する特異性、それを私は別にしても、土地制度の改革ではなくて、予算の分配によつて東京に公的住宅ができるということがはつきりしておるじゃありませんか。ここに一つの問題点がある。ここを私たちがこの国会で間違つちやいかぬのです。制度の改革というの私は時間を要すると思う、国民の認識を変えることですから。ところが、東京都で皆困つておるのは、自分たちが住める住宅を求めおることです。そのためにはやはり、公的住宅をシンガポールではつくつておりますが、私は制度ではなくて予算さえあればできるということなんです。

先般も私は本会議で大川端の住宅の例を言いましたが、あの銀座から十分の地域、佃島です。あそこで、民間でやれば3DKが家賃三十万円かかるところでも東京都でやれば五万五千円ではいれるという事例等も出ています。公団でやれば十

七万でできるという方法もあります。

私がこういう一つの例を示したのは、やはり政府が本気でやる気があつて取り組めば、この問題は住宅政策としてできるということなんです。制度の改革はしなくてもいいんです。この国会で私たちが見逃しちゃいかぬのはここだと思ふんです。東京で今土地高騰という大問題が起こつておる、そして庶民が困り果てておる、どんどん外へ追いやりられておる、こういうときにこの緊急課題に経済大団日本、そして国際都市の東京、これが総力を挙げて臨むならば、大量の公的住宅の建設ができないことはない、私はこう思ひますが、総理、しかと御答弁願ひたい。

○国務大臣(竹下登君) 今いみじくも土地神話というお言葉をお使いになりましたが、確かに私も日本人の持家志向といふものは強いといふふうに思つております。今先生がおっしゃるの、その志向はその志向として別に置こうと。今のいわば東京周辺の問題等については、それを解消する一つの具体的施策としては公営住宅をうんとつくることじゃないか、こういう御趣旨だと思ふのであります。

必ずしも私自身、住宅について今正確にお答えするだけの知識を持ち合せておりませんが、いわば今度の住宅計画の中における公営住宅部門等における、何と申しますか、傾斜配分とでも申しますか、そんなようなことがあり得るとすればあるのかなと。十分私も勉強させていただきたいと思ひます。

○馬場富君 ここでもう一点総理にお願いしておりますが、やはり土地の問題でございす、公営住宅をつくるの。それについて、今国公有地の公的利用の問題が言われておりますが、特に東京圏におきましてはそういうものを最優先で一つはそういうところにあるものについては考えてほしいといふ点と、先ほど私もお話が出ておりましたけれども、国鉄の清算事業団の用地等についても、私はやはり今こそ国民のために活用を考えると来ておると、特に東京圏については。

この二点について御答弁願いたいと思います。

○国務大臣(竹下登喜) いわゆる国公有地、そしてまた旧国鉄用地という問題につきましては、抜本的な施策ではなく今のところ当面競争入札、格別なところを除きストップと、こういう対応策をしておるのであります。これは決して根本的解決であるというふうには私も考えておりません。しかし、旧国鉄用地にいたしましてもまた国公有地にいたしましたも、率直に言つてそれだけのものが公営住宅の宅地として、そしてそれが周辺のいわば住環境を阻害しない形の中で活用できるか、こういうことになりますと、なお調査する必要がある、あるいは専門家はもう既に調査しておるかも知れませんが、私はそういうような考え方でございます。しかしいづれにせよ、地方公共団体等においてそれらを使用する考え方があるということになりますれば、それらの払い下げ等につきましてはこれを優先するという考えは今後とも持つべきものであると考えております。

○馬場富君 もう一つ大蔵の土地国会の中で心配されておるのはまず第一に政府機関の移転の問題でございます。一月二十二日に閣議決定されました以来、本法案の本会議でもこれは私質問いたしました、その後これは政府の柱のごとく言われておりますが、報道等ではいけるるくるくると変わっております。それで責任大臣である長官も今度かわられました。いよいよ危なくなってきたんじゃないかという声すらあるわけです。

だからここでもやはり、国の機関等移転推進連絡会議では総理を中心にして国土庁長官、大蔵大臣、総務庁長官、この三者で協議されておると聞いておりますが、総理を中心といたしましてこの問題は七月に結論を出すと言われております。結論よりも、実際に今何機関が必ず移転できるかはつきり言っていたきたいと思ひますが、よろしく。

○国務大臣(竹下登喜) 今までどれだけのものが確定されたかということについては私は確かな数字を知っておるわけではございませんが、ほんの数

日後に私は、先般、今おっしゃいました決定した方針に基づく拡大方針を決めまして、そして各省との協議に入るように、関係大臣に協力をいただくように、そういう会合の場を持ちたいというふうに思つておるわけでありま。

確かに新聞報道等によりますと、いや後退したとか、あるいは停滞しているとか、反対の抵抗が強いとかいろいろなことが言われておりますが、この問題が起きますときに、本場に総体的に、個々の問題になりますといふような利害も出てまいりますが、総体的には労働組合の方もちやんとこの分散は賛成だといふことを言つていただいておりますので、それが円滑に成就しますためにはある種の期間も必要でございますしうけれども、いわば役所のエゴイズムによつて出し惜しみではないかと言われるようなことがないような対応を、近日中の会合で私は方向づけをしようというふうに考えておるところでございます。

○馬場富君 ここでその関係の三大臣に一々お聞きしたいがもう時間がありませんので、国土庁長官に。

大蔵省等についてもかなり異議があるという声を聞いておりますが、そういうものにも負けずには必ずこれは実行できるか。この一省庁一機関の問題は、この土地国会での竹下内閣の政治生命だと私は思ふんです。これができなきゃあかんと思ふんです。長官の御答弁を賜りたい。

○国務大臣(内海英男君) ただいま総理からも力強い御決意の表明がございまして、先生からは大蔵省との具体的な折衝がなかなか難航するのではないかと、あるいは御指摘もございましたけれども、私が事務当局の者から聞いております範囲におきましては、大蔵省も大変理解を持つてこれに対応するような雰囲気になっておる、こういうことでございまして、法律の趣旨に基づきまして力強い行政指導力をもつて折衝に当たりたい、こう思つております。

○馬場富君 最後に、新行革審の土地対策検討委員会が東京一極集中の是正策といたしまして、大

使館や外務省の一部、国際協力事業団など国際交流に関する機関を東京圏外に移転させるという提案が決定したと報道されておりますが、一つはこれについて総理はどのようにお考えか。

あわせて、これはかつて大使館の土地問題もございましたし、あるいは土地高騰による閉鎖問題等もありまして複雑な問題も絡んでおりますが、また日本の中央省庁の移転もないために、そういう先進国の人たちに大使館だけかわれというの随分失礼な話だと私は思つておるわけだし、相手方にも難色があるやに聞いておりますが、この点を御答弁いただきまして質問を終わります。

○国務大臣(竹下登喜) 在日外国公館問題というのは今二つの問題があるわけでございまして、一つの問題につきましては、要するに余り家賃が高くなつておれないというような問題でござい

それについては国会等でたびたび指摘を受けておりますので、今外務省を中心にして、これは内閣官房もかんでおりますが、鋭意そうした問題が少しでも解消されるような措置を講じようということを考えております。

それからいま一つの在日外国公館そのものを移転するということは、これはやっぱり、御案内のとおり、大使館というのは相手国政府の機関でありまして治外法権でもありますし、それは今先生が御指摘なさつたように、おまえ出ていけなんというのはこれは非礼千万だと私も思つております。

そうしてまた、いわば国際的に見ましても、各国大使館というのはやっぱり外務省、日本で具体的に言いますならば、それらとの連絡の最も密なることを要するだけに、私はそのことは考えておりません。

○委員長(河本嘉久蔵君) 馬場君の質疑は終了いたしました。次に、内藤君の質疑に入ります。内藤君。

○内藤功君 行革審が六月の十五日に基本答申を総理に出す予定と言われております。その中で特に遷都についての検討も促すということが伝えら

れております。国民生活にも重大な影響を及ぼす問題でございます。

総理のお考えを伺いたいと思うのですが、まず、私のいろいろ調べたところでは膨大な費用がかかる。国土庁の一九八三年の調査によりますと、仮に新首都建設を考えた場合に六十万人規模で五十五・四兆円という試算が一つあると。

国土庁の首都機能の移転に関する調査研究というのが行われましたが、この委託調査プロジェクトに参加をした日本開発構想研究所の飯田さん、鎌田さん、この両氏の試算によりますと、五十万から五十五万人の新しい首都を予定した場合に、必要経費が七兆八千億円から八兆七千億円と、これは今から五年前の数字ですが、こういう膨大な額が試算されております。

この開発構想研究所の両氏によりますと次のように指摘されております。「資金、用地、事業期間の三条件共に遷都は困難な面が多い。七・八兆円の巨額の資金を投入するならば、再開発へという意見も出るであろう。用地七千・八千ヘクタール必要となり、用地が確保できるか、また、建設期間もおそらく十五・二十年程度の長期が予想される」と、移転の「効率の問題は低下は免れず、一時的には混乱が予想されよう。又、現在の社会システム全体の混乱、受け入れ先、東京に与える影響も大きい」と、かようなことが出ております。

私これを今出ております「THIS IS」という雑誌の三月号で読みまして、これはなかなか数字的に重大な問題だということを感じました。これらの批判にどう答えるかという問題がありま

もう一つはこれらの財源をどう調達するか。跡地の売却によつて資金を獲得するとすれば地価暴騰をもたらしてしましますね。跡地は恐らく大手企業、建設、不動産企業の乱開発のえじきになるであらう、これは必至であると思ふんです。

以上、私の調べたところも一部御披露いたしました。そこで総理に御質問したいんですが、総理の遷都問題についてのお考え、私の今指摘した

点も含めてお考えを承りたいと思います。

○国務大臣(竹下登君) 遷都問題と、こういうことになりまますと、私がいつもお答え申し上げておりますように、今御指摘なされた問題も含め、国民的な大作業も要するし、議論も要するところであらうと思っております。

しかし、この議論というものが、いわゆる国土政策の観点から一極集中から多極分散へという問題に対して客観的に見て一つの推進的な役割を果たすのであれば、これは私はその意義はあると思っております。が、今初めに遷都ありきという形でこの位置づけをしておるといふ方には、まだそこに至っておりません。いろんな角度からの議論を承っておりますのが今日の時点の私自身の考え方であるわけでございます。

したがって、それについての言ってみれば再開発がいいではないか、こういう意見もございましょう、いろんな意見も出ます。そうしてまた、今度行いますいわば研究機関等の地方分散にしても、財源問題については跡地を売却するという議論もございましょうし、それらも地方公共団体のニーズとの調整の上で行わなければならぬという考え方もございましょうし、その辺を総合的に勘案しながら、私が七月七月とよく言っておりますのは、一つは概算要求までというのは、それに対するいろんな予算等の問題も出てくるであろう、財源問題も議論しなければならぬであろうという考え方から七月というように、概算要求までというようにおっしゃることを、概算の理由もそこにあるわけでございます。

○内藤功君 先ほど下条議員の質問に対して、そこで遷都と関係なしに政府機関の移転という御答弁でございました。この問題は、今もつばら一省一機関という、つまり移転対象候補の選定に非常な期間と重点が置かれていっているように認識をしております。しかし、本質的な問題ですね、移転の効果、移転先をどうするか、跡地の利用形態、移転に伴う収支の予測、それから、非常に重要な地価の暴騰抑制等の影響、これらの本質的な

問題が政府機関内部で本質的な議論が行われているというふうな認識ができません。

報道によりますと、これは報道でございすが、「一般的に総理が積極的に持論を展開したと受け止められているが、あれは昨年十二月の土地国会に何の目玉もないため、「何か言わなければ」という発想から出てきたものです。それが独り歩きしてしまつた。落しどころを進行するつもりです」と、これは毎日の四月の十五日の記事でございす。これは土地対策に影響のある官僚OBの談話として載つておるわけですが、総理、恐らくごらんいただいたんだと思いますが、これを讀んだ国民としては、総理は遷都はもとよりですが、政府機関の移転についても本気で言っておられるのかという感じを持たれると思ふんですね。この点いかがでございますか。

○国務大臣(竹下登君) 報道機関、報道機関のみならずあるいは国会でも結構でございますが、いろんな厳しい批判を受ける、それにたえてこそ私は体制改変のあるべき姿じゃないかと思つております。だから、できるだけ非礼に当たらないようにお答えしながらたえることをこれモットにして今後ともやらなきゃならぬというふうに思つておりますので、報道機関のいろんな考え方につきましては素直にそれを受けとめて自分の反省の糧にすればいいなと、こういうふうな考へておるところでございます。

幾ばくか論評していただいておりますだけに、確かに土地国会という銘を打ちましたのは、私が銘を打つたわけではなく、何となくそういう環境になったのは、やっぱり地価の値上がりというものが一つはあったと思うのであります。そうしてまた、私の一省庁一機関というのにはちょっと表現がまずくて、佐藤内閣のときの一省庁一局削減計画というものを覚えておつたものでございすから、一省庁一機関地方分散と、こういうようなことを申し上げたことがオーバーラップした形でそういう評価を受けましたが、もとより私が内閣総理大臣になりましたのは、きょうで百九十七日目

でございます、十一月の六日でございました。したがって、土地国会中におきましてその議論がいろいろなされました、既に昨年の概算要求も終わつておりますので、大きな予算的な措置というのができる環境にあると思つていなかったのであります。

しかし、本院を初めとしてそれらが議論をされまして、そうして今度のこの移転問題につきましても、そういう環境が整備されてきておるといふのは私にとっては幸甚なことではなからうかと。どんでん御鞭撻をいただきまして、私は、この問題につきましてそうした新聞の評価があるとするば、その評価が結果として間違ひだったなという評価をしていただけるように頑張つていかなきゃならぬなというふうに考へておるところでございます。

○内藤功君 もう一つお伺いしたいんですが、前回も私引用したんですが、三井不動産の会長であり行革審の土地対策検討委員会の主査代理をやつておられると思ひますが、坪井東さんがある雑誌の対談でこういうことを言つておられるんです。私が一番期待しているのは、首都移転のチャンスを利用して行政改革ができることですよ。新しい都市をつくり、そこに国会と官庁を移転する際、それぞれの機能を問い直して新しい国会、新しい行政にふさわしい仕組みをつくれます。

こういうお話なんです。大手不動産の業界及び行革審の土地委員会のお話です。我々も重視せざるを得ないんですが、政府機関の移転や遷都というのは東京一極集中を是正し地価暴騰に一つの歯止めをするというのが一般庶民の素直な受けとめ方なんです。ところが、いわば移転に乗じて国会と行政の機能、仕組みに及ばされるといふことではこれを国民の受けとめ方、感情と大変違ふ発想をしておられるなというふうに私は感じます。この深いところは私はそれ以上わかりませんが、総理はこの点についてどのようにお考えになりますか。

○国務大臣(竹下登君) 坪井さんの論文、論文として私はこれを整理して読ませていただいたことはございせん。雑誌に載つておつた考え方としてその話を聞いたことはあるという程度の認識でございすので、それについての論評をすることは非常に難しいと思つております。ただ、間々歴史的な経緯を見ますと、いわば行政改革というものを、大きな政府になり過ぎてこれをスリムにするためにということが一つと、それから余りにも都市集中したというように一つとして世界の歴史の中にもいわば遷都が行われそれがスリム化を促進したという事実は私も聞いたことがございすけれども、今のよう論文に対しての論評をするほどその論文そのものを勉強しておりません。

○内藤功君 いずれにしましても、国会や行政の仕組みを変えるなどということはこれは大変な問題でありまして、二つを混同されるようなことがあつては断じてならぬと思ふわけでございす。次に、総理に率直にお伺いをしたいんですが、今出ております法案は多極分散、東京圏一極集中を正す旗印としておりますけれども、一方において現に東京湾岸一帯を中心にして内外の国際金融センター、広域センターをこでつくろうという動きが非常に強力に進められておるわけであります。前回私もデータを示しましたが、東京圏中の指標は資本金十億円以上の大会社の本社の進出、それから手形交換高、銀行貸出残高の全国シェアがここ数年急上昇しております。政府機関の移転については先ほどのお答えのような状況であるのに加へまして、東京には内外の大企業の本社、事務所の集中が非常に強く行われております。政府それから首都を預かる東京都はこれに手をかすことはおやりになりますが、これを規制する動きは極めて私は弱いと率直に言わざるを得ないです。

そうなりますと、この法案は一体何であろうか。美辞麗句で国民の期待を集めるが、結局判断を誤らせる結果に至るのではなからうか。先ほど登場した坪井さんは同じ雑誌で、東京の一極集中

はいかがです、とめられますかという問いに対して、別のところですけれども、まずとめられないと考えるのが正解でしょう、残念ながら、とう言っておられますよ。一方で集中は正だと法案にうたてられて、一方で集中することを大いに歓迎し助けていらっしゃるというところが、私にとっては何とも矛盾する動きだと受けとめられるわけなんです。私は毎回この土地委員会で申し上げておりますが、この際、やはり東京に集中する内外大企業の事務所というものを立地規制する。許可制あるいはそれに対する特別税を含む特別な負担を課すること。それから、フランスで行われている法律を見ますと、容積率はフランスの土地法では第一条で一〇〇%、ただしパリは一五〇%までできる、こういう法律なんです。

こういうものはむしろ緩和していくというようなことで何らかの政府が東京への民間企業の集中を規制するということをしませんが完全な片手落ち、政府機関の役所をどこへ移すというようなことで血道を上げる、という言葉はいかどにかわがりますが、おやりになるだけではこれは解決しないというのが私のごく率直な、素朴な、また毎回申し上げている要請なんでありま。この点総理のお考えを伺いたい。

○国務大臣(竹下登君) 今の素朴な感じ方を持っている人はこれは先生一人ではないと率直に思います。ただ、政治というのを考えてみると、一つのところに規制等、許可し得る規制というものももちろんございますが、ある地域から追い出すような住みにくい状態を意図して構築することによって別のところへ、よく追い出しという言葉がございしますが、それは政治としてはとるべきでないという考え方を一つ基本に私も自分の心を整理整頓したことがございしました。

さすればどうしていくかということになりますと、将来にわたっての人口構造等を考えますと、やはり首都圏がどれぐらいとか、あるいは今の東京がどれぐらいとか、あと四百万のうちの何ばを吸収するか、いろんな議論があつております

ので、それらを私も自分なりの勉強のところの念頭には置いているわけでございしますが、可能な限りいわば、今血道を上げるという表現は別としてとおっしゃいましたが、そうした機能が分散することによってそれに付随したものの分散というものはあり得るだろうというふうに思っております、大小は別といたしまして。そしてまた、産業立地という考え方から考えた場合には既に集積の規制もございしますので、そうしたものは集中とは別の考え方の上に今までの法制もいろいろ工夫されておるところではないか。

したがって、東京圏というものの将来像を描いた場合の適正な配置というものを考えた場合に、いわゆる臨海部開発の問題等もございまして、し、そして大きくはやはり均衡のとれた国土開発ということによる一極集中から地方分散へという流れというものを定着させる努力をさすべきではなからうかなというふうに今考えておるところでございします。

○内閣功君 追い出しではなく規制ですね、また追い出しも含めて、民間の大企業に対する手落ちというものがあつたらぬと私はもう本当に思っていますね。政府の機関だけで問題が解決するものじゃないということを繰り返して申し上げておきたいと思うんです。

私の時間があとわずかになりましたので、総理にあと二点お伺いしたいと思うんです。

それは外国公館の問題です。外国公館の賃貸あるいは賃借、この問題が地価高騰と急激な円高によつていろんな値上げ要求を受ける、さらに明け渡し要求を受ける。これは外交上の一つの大きな問題にもなつてきていると思うんです。ウィーン条約によれば接収国というのは公館開設のために便宜を図る義務がある、こういうことがはっきり定められておりますね。外務大臣においては、この問題のチームをつくつていくことを指示したと伝えられますが、これは国内問題のみならず国際的な問題として、内閣として、政府としてどういうふう具体的に対応、対処をされるかと

いう点を最後に総理にお伺いをしたいと思ひます。

○国務大臣(竹下登君) 御指摘のありました問題につきましましては、まず最初外務省で、いかなる協力を行うことが適当であるかというようなことから議論していただきまして、今御指摘のありましたようにやはりこれは内閣、政府全体の責任としてこのことに対応しなければならぬというので、私も中間報告等をいろいろ聞かされておりますが、それを定かにするとこまでまだ至っておりませんが、御趣旨を体して十分な対応を政府全体の責任としてやってみよう、このように考えております。

○委員長(河本嘉久蔵君) 内閣の質疑は終了いたしました。

次に、三治君の質疑に入ります。三治君。

○三治重信君 同僚議員と若干ダブることがあるかと思ひますが、国の行政機関の移転と権限分配について、特に総理を中心として御質問したいと思ひます。

今問題になつております都区内にある国の機関をどこへ移転しようとしているのか。また、それは単に関東地方の中だけか、それとも各ほかの地域へも相当分散させる意欲であるのか、その基本的な考え方を願ひします。

○国務大臣(竹下登君) もし不足することがあつたら補足してもらうことにいたしますが、やはり、支分部局につきましては一定の地域を管轄するところ、関東でございましていろいろございしますが、その問題につきましては、やはりそれは関東圏であつて、まさか関東甲信越の国税局が島根県にあるというわけにはいかぬだろうというふうな考えでおります。

それから、その他の機関、研究所等につきましては、必ずしも関東圏というものを考えておるわけではないようでございます。これも一例でございますが、仮にそれが決まるといたしまして、本四架橋公団が北海道へ行くというようなことはないだろうというふうに思つておりますので、ま

だそこまでの答えをできる段階にはございませぬけれども、名古屋には名古屋周辺の地区のいわば出先機関がそれぞれ存在するように、関東圏でどこかにそうしたものが存在するようにしていくことになるだろうというような感じでございます。

○三治重信君 そうすると、機関も決まっていなければ場所もまだ全然決まっていけないんですか。

○政府委員(北村廣太郎君) ただいまの作業状況を御報告申し上げます。

ただいま各省庁に移転についての御意見を伺ったしまして、それに対して逐次私どもから、先ほど総理が申されました四省庁の取りまとめた意見をお伝えして協議している段階でございます。したがって、一月二十二日にその移転候補として挙げられた機関に追加すべき機関につきましまして、まだ全体の姿も、また移転先等についても決定してありません。

○三治重信君 この法案と関連があるものとして、十九日の朝日には、地方制度調査会が地方分権についての推進の答申を総理に十九日に出した。そして、これには、国土開発促進法との関連を考えながら、それに特に強く深い関連のある部分に限って十六項目の権限移譲の答申をしてい、こういうふうな書いてあるんですが、これはまさに時宜に適した答申じゃないかと思ひますが、これに対する取り扱ひをどう処理されるお考えですか。

○国務大臣(竹下登君) 御指摘いただきましたように、地方制度調査会から答申をちょうだいいたしました。「地方公共団体への国の権限移譲等についての答申」ということでございします。今御評価なさいましたとおり、私もこれは大変高く評価すべきものであるというふうに思つております。

そこで、私なりに、答申をいただいでからまだ短うございしますが、今までの臨調、行革審等々から指摘されたものであれだけのものが実現したか。今度書かれております土地利用、まちづくり、実に今度のこの法律にも符合するような水道事業、下水道事業あるいは倉庫業、信用金庫、商

工会議所、商工組合、中小企業等協同組合、国際観光ホテル、ガス事業、工場立地、自動車運送事業とかいような具体的な例示もしていただいておきますので、これと自治省との間に立ってこれは本腰で問題を詰めていかなきゃならぬ問題だという問題意識を持っておりまして、ちようだいしたばかりなものですから、まだこれをちようだいして、かく方向で閣議は対応しようというところまでは行っていないという現状でございます。

○三治重信君 この多極分散型国土形成促進法のやつはただ入れ物を中央から、東京都区内から移すとか、地方分散さすとかいう外形だけが書いてある。行政機関についての権限移譲がある程度ないと、多極型国土形成についてやはり行政機関については十分でない、こういうふうに思うわけでございまして、特に多極型の国土形成ということになると、地方に相当権限を与えないといかぬと思うんです。

そういうことについて国土庁も、ただ入れ物の分配だけじゃなくて、そういう多極分散型の国土形成ができるような権限を地方へも分配するということがひとつこの法律を機に積極的に発言をして、自治大臣に協力をして、力を持たすようにせぬと、これは多極分散型の国土形成はできぬ。こういうふうに思うんで、なつたばかりでどうのこうのという具体的な問題はとにかくとして、そういう心構えを特にこれを機会に持つてもらいたい。物ばかりじゃなくて中身の問題もひついているんだということを考えてもらいたいと思うんです。

それとの関連で私はこの遷都の問題も、先ほどから議論されているもの、これも検討は結構なんです、多極分散型のためにはやはり中央の官庁そのものも、遷都は大変だろうけれども、権限を地方に、相当出先機関を持つている、——我が党は地方の出先機関は現業官庁以外は行政改革からいってなくすべきだ、こういう主張をしているんですけれども、今度遷都というものと多極分散型というものを考えると、やはり中央の持つている

権限を中央から取り上げるんじゃないで、それを地方に分散するようにしたらという考えも一つ私はこの法案について浮かんできたわけなんです。したがって第一に、現在政府として多極型をやるためにまず考えられるのは、道州制ブロック、道州制のブロックに中央の出先機関の権限をしっかりと任せたらどうか。

この間の参考人の意見聴取でも、地域によって中央の出先機関が同じ一つの区域で、ある省は北陸にある、ところがある省は名古屋にある、ある省は東京にある。同じ一つの県がブロックで違ふ、別に支配されている。こんなことは大体やめてもらいたいという意見があったわけなんです。そういう地方への出先機関も、管轄も各省共通にする。関東地区は、今度出先機関の移転からいっても関東地区で、各省の出先機関を一つにする、それから管轄区域も再検討をしてやってみよう。ある省は関東甲信越、ある省は北陸は北陸だよと別々にやる、このぐらゐのことの統一はひとつ総理ね。

我々は廃止論者なんだけれども、今度の多極型をやっていくためにも、出先機関の管轄区域やブロックの区域が各省庁違うというのは、これは考えてみるということもおかしいことなんで、ブロック別に各省の出先機関を統一したってそんなに不都合は起きぬだろうと思う。国税なんかはやはり東京が国の三割も四割も税金を取っておれば関東甲信越の国税のほかに東京国税局があつてもこれはおかしくはないと思うんですけれども、一般的にそういうふうなブロック別の管轄区域を統一して、そうして合同庁舎なりをつくって各省が近くにいてそこへ権限を移して、東京まで陳情に來なくてもいいような体制でやると東京の過密化が相当省けるんじゃないか。

これをぜひひとつ検討してもらいたいと思うんですが、いかがでございますか。
○國務大臣(竹下登君) いわば出先機関というもののについては、一つは権限移譲を可能な限りする、これは逐次やっておりますが、私ももっとや

れるものはやるべきだと思っております。それから、今いわば全国的に配置してしましても、いかにも合同庁舎があつて同じ地域を管轄したもののがみんな入つておるといふような姿は私も好ましいとは思つておりますが、若干、全部同じにすることができないものもあるいはあるかなと。今一例としての御提示もありました、他にもないわけじゃないんですが、そういうものも念頭に置きつつ今の御趣旨に沿うような形で、例えば合同庁舎が八階まであれば、八階から一階までおればそれで済むような形に本当はしたいものだなというところは考えておりますので、大いに検討させていただきます。

○三治重信君 今の東京一極集中の主なものでも、毎年予算時期になると県ばかりじゃなくて市町村からちよげな団体に至るまで群れをなしてこの東京へ集まる。これだけでも東京は随分一極集中になつていゝと思うんです。そういう陳情なんか各本省へ、県が来るぐらゐならまだいいんだけれども、県の下の下末端まで来る。まあこれは役人の巧妙なる予算獲得の運動の一つの手かもしれないけれど、こういうのもひとつ総理ね、予算のとき予算獲得運動で下の方まで運動体を掘り起こす、こんなのなんかはもう少し、永久政権をやっている自民党も陳情団を余り奨励するようなことはやめてもつと抑制するようなことをやる必要があると思つておるんです。

こういうのは何かやはり党独自でも相当やらぬとまずまずおかしな一極集中が、東京集中が起きると思つておるんですが、御意見を伺いたい。

○國務大臣(竹下登君) 今おっしゃつたことについては、御党におかれてもたびたび国会でも議論していただいておりますのであります。これは内需の拡大にはなるかもしれないけれども、私も今おっしゃる意見と全く等しくしておりますので、そのことについては十分留意して、御趣旨の線に沿うようにこれからも努力してまいりたいと、このように考えます。
○委員長(河本喜久蔵君) 三治君の質疑は終了いたしました。

次に、野末君の質疑に入ります。野末君。○野末陳平君 きようは非常にいい質疑が出て私も喜んでおるんです。地方へ中央に集中した権限を移譲していくという、これに総理もかなり積極的なお答えです。まさに地方の知事さんを初めとして自治体の人たちは皆それを望んでいるんですね。もつともそれはかなり、もうほとんどの権限を欲しいということなのかもしれないんですが、いづれにしても、地方へ権限をできるだけ移譲していくというのがこれからの当然の流れだろうと思つておるんです。

がその前に、やはり中央官庁のお役人の意識革命の方が僕は先じゃないかと思つたりして、そこを総理にハッパをかけていただくというか、強力な指導力を発揮していただくというか、それしかないと思つておるんです。つまり、許可権でもそれから補助金でも、予算でも何でも、全部権限を独占しておりますから。それが仕事ですけれども、しかし、そういう既得権を少しづつ取つていくということとは、行革にはなるけれどもしかし仕事はなくなるんだから、これは抵抗するのが当たり前だと思つておるんです。そこがこの問題の一番のネックだと思つておるんです。ですから、その辺のことも含めて総理は地方への権限移譲ということ、積極的な姿勢をお答えになったのかどうか、改めてお聞きしておこうと思つておるんですが。

○國務大臣(竹下登君) いわゆる行政改革として地方への権限移譲、地方へ権限移譲をすれば、例えば中央官庁へ出す許可認可申請も、県庁あるいは市町村を通じ県庁を経由し副申をもらつて出すというふうなもの、県庁で済んでしまふもの、あるいは市町村で済んでしまふもの、ということになることは、これは、行政経費の節減もさることながら行政全体のやっぱり消費者コストにも影響してくるものであつて、本来の行革はそこにあらなきやならぬのだと私も思つておるんです。そこで、きょうもそういうことを考えながら、いわゆる総定員法というのがございますね、随

分長くなりましたが、それらについても、行革

というものは先日までは率直に申しまして国鉄の
分制・民営でございまして、電電公社でございま
す、あるいは専売公社でございまして、従来の法
律に基づく総裁という数が五つ減ったというん
で、それが社長になったというだけで喜んでお
りましたけれども、本来の行革は今おっしゃるよ
うなところであって、それが行政コストにもつな
がるが、いわばそれを負担する租税コストにも、
消費者コストそのものにもつながってくるという
ところまでいかなきゃいかぬという意味で、それ
を本構えでやっていくべきだとみずから言い聞
かせておられるのが今日の心境であります。

○野末陳平君 どうやら次の行革のテーマはその
辺じやないかと思ったりして、今後とも検討をし
ていくべきだと思っています。

それから次に、先ほど総理のお答えの中にも教
育の分散の話が出ましたけれども、過日国土庁長
官にも御質問したんですけれども、国立大学の移
転、これは教育の分散になります、これは非常
に重要なことだと思ふんです。むしろ行政官庁の
移転よりもこちらの方が本当は地方には喜ばれ
るんじゃないかという気がしまして、特に、若い
人たちが大学移転によって来ることは地方の活性
化を招きますし、それから東京から大学がほんの
ちよっと隣の県に移っただけでも、そこは非常に
活気のあるいい町になってきているのが現実です
からね。今後とも、どうでしょうか、東大を初め
として国立大学を移転するという方向を真剣に検
討すべきだと思ふんです。

それで先ほど総理は、島根県に東大はおかしい
と、こう言うけれども、あれは東京にあるから東
京大学と昔は言ったんでしょけれども、逆に、
田舎の方に東京の名前がある方がよっぽどいいん
ですからね。ですから、あれは象徴的な名前とし
て、全然そんなものは関係なく、むしろ東大の移
転などは緊急の検討すべき課題だろうと思ふん
ですが、こういうことを含めまして教育の分散、国
立大学の移転、これについての総理のお考えをお

聞きしたいと思ひます。

○国務大臣(竹下登君) お話をいたしますときに
よく、地方分散は賛成だと、しかしちょうど子供
がこしは東大の入学期でございましてねという
ような話を私も個人的な話の中で聞くことがある
わけでございますが、この教育の分散、お互いの
母校も所沢へ分散をしまして大変に今活況を呈し
ております。したがってそのことは私はいのこと
だと思っておりますが、問題は大学の教育研究
と、もう一つは大学自治の問題でございます。

したがって、大学の自主的な判断が尊重さ
れるべき事項であるという、大学自治というもの
があるなということを進めております。それで今
度は都内所在の大学に対して、したがって検討し
てみてくれぬかという段階までが今の段階だと、
率直にこのことを申し上げます。が、考え方は私
も賛成でございます。

○野末陳平君 恐らくこの問題はすぐ大学の自治
というところに来ちゃうんですね。そこが壁にな
っておしまいになってしまふ。これでは何のため
の提案かわからなくなってしまう。しかし東
大などもコップの中のアラシというのかなんか先
生方がもめておりますけれども、あれはみんな昔
から本郷というか駒場というか、とにかく東京の
中心にあるというところから来ているんで、あれが
地方に行ってもええ全然変わらぬと思ふんです。
いずれにせよこの問題も、大学と十分に相談をし
ながら自治を尊重しつつ考えるべきことですけれ
ども、非常に必要なことであらう、有意義なこと
であらうと思ふんです。

それからもう一問、これは国土庁長官にお伺い
したら非常に賛意を表していただいたようなもの
ですが、現実にとこまで具体化するか。総理に改
めてお聞きしたいんですが、公務員宿舎の問題な
んです。

かつては、公務員宿舎が都心の一等地にありな
がら家賃が安いとか、そういうようなむしろや
感情的な不公平感というものが問題になっていた
んですけれども、今や、公務員宿舎を幾つか見て

まいりましたら、やはり有効活用というものがさ
れていないという感じがしてならないんです。で
すから、建てかえたり大きくするには経費の問題
その他がありますけれども、そこは公団に頼る
か、それとも民間の活力を導入するか、いろんな
方法がありますが、国は余りお金をかけずにあの
土地の有効利用ということを図る。これも場所が
場所、いいところにありますので、うまく活用す
れば土地対策ということでも有効なパワーになるで
あらう、そういうふうな思っているんです。です
から、公務員宿舎のあり方、なかなかこの土地
は有効利用ができていくかどうかという基本的な
観点からこれらを洗い直して、早急にこちらも何
かいい知恵を出すべきではないかと、そう考える
んです。

これについてのお答えをいただいて、終わりに
したいと思ひます。

○国務大臣(竹下登君) これは大賛成でございま
す。今まで、私が大蔵大臣のときにも、若干時間
がかかりましたけれども、それを高層化して、そ
うしてその辺には緑地もつくりまして、そうして
他の活力もかりて、民間の分譲アパートもつく
てというような開発計画が現に実施に移されてい
るというところがあるわけでございまして、こ
れらは今後とも進めていかなきゃならぬ。

ただ、その際に私自身が感じましたネックとい
うのは、その建てかえをやっている間にちよっと
出たおつていただく宿舎と申しますか、それが私
が思っておつたよりも大変に面倒なものだなと、
こういうことを感じましたが、ひとつだんだん、
昭和六十年来東京都内の問題はなれてきておりま
すから、そういうのをうまくローテーションを組
んでやれば可能じゃないかなと、こういう感じを
今でも持っております。

○委員長(河本嘉久蔵君) 野末君の質疑は終了い
たしました。

以上をもつて本案に対する質疑は終局いたしま
した。

次回の委員会は来る二十三日午後一時に開会す

ることとし、本日はこれにて散会いたします。
午後四時五分散会

昭和六十三年六月四日印刷

昭和六十三年六月六日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

D